おしらせ

昭和51年度における砕石販売実績（月報）の集計に入ります。
まだ提出してない工場は至急出して下さい。

さい石だより

1977. 3
創 刊 号

静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618



演台に立つのは、会長の青木興業(株)社長です。来賓は向って左より、坪井県砂防課長、土地対策課萩原主幹砂防課甲賀主幹（後列）、砂防課広岡課長補佐です。

祝辞

静岡県土木部長
高木澄清

静岡県砕石業協会創立総会にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昭和43年に日本砕石協会静岡県支部が設立され、爾来9年有余にわたり関係各位による砕石業界の発展と指導に多大の貢献をされてまいりましたが、今般、同支部の事業をさらに充実発展させるため、静岡県砕石業協会を創立されましたことは、誠にご同慶のいたりに存じます。

昭和46年に採石法の抜本的改正が行われ、採石業の登録、岩石採取計画の認可制度の創設等監督に関する規制権限が国から知事に委譲され、また、従来行政運用上の規制として服われていた採石業の実施に伴う公害対策が法律上の規制対象とされるなど、採石業全般にわたって災害防止に関する規制措置が強化されましたが、砕石協会静岡県支部におかれましては、法令の趣旨を体して、県行政の遂行に理解と協力を示され、業界に対する指導的役割を果たしてこられた功績は大きく、深く敬意を表する次第であります。

48年のオイルショックをさかいに、いわゆる経済の低成長時代を迎え、建設事業の基礎資材である骨材の需要も下向の傾向がみられますが、最近における政府の景気浮揚のための諸政策に明るい兆が観測できるようになりました。

本県における骨材供給の重要なウェイトを占める採石業の現況をみますと、登録件数百八八件、採取場数六六件に及び、年々増加の傾向にあります。

また、一昨年4月、本県においては、採石及び砂利採取に伴う災害の発生を未然に防止し、併せて採取業の健全な発達を図ることを目的として「静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取要綱」を制定しましたが、この一年余の経過をみると本要綱制定の趣旨は、着実にその成果をあげつつあります。

これもひとえに砕石業各位の社会的責任と、災害防止に対する認識高揚の賜物と思います。

岩石採取事業は、土木、建築、工業用原材料の供給を担い、特にその八五%が道路用、コンクリート用として使用されており、我が国の経済を支えるものとして重要な役割を果たしておりますが、反面、岩石の採取はその形態からして災害防止の達成は勿論のこと、地域環境との調整をいかにして円滑に図るかという重要な社会的使命を負っており、社会構造の変革と相まって、今後、砕石業を取りまく環境は厳しいものが予想されます。

このような状況のもとにあって、今般、日本砕石協会静岡県支部の発展的解散により、新たに静岡県砕石業協会を設立されましたことは、時代の要請に対応するものとして誠に時宜を得た感があり、私共は、これを高く評価し、また果断な措置に敬意を表するものであります。

おわりに、新協会の設立を契機に業界の躍進をお祈りするとともに、県行政に寄与されますよう心からお願い申し上げ、祝辞といたします。

昭和五十二年一月二十七日

やる気

静岡県砂防課長
坪井章

正月の新聞は何れも頁数が極めて多く、新年の挨拶から新春座談会、芸能娯楽に至るまで、肩の凝らない記事が幅広く載せられています。私は常日頃、新聞はかなり時間をかけて目を通す方であるが、特に正月は暇な事もあって、日当たりのよい窓際で、年賀状同様ゆっくり、すみからすみまで読むのが毎年のことながら楽しみの一つです。

当時の新聞の中に、南ドイツ新聞極東特派員G・ヒールシャー氏の書いた「私の見たニッポン」という記事がありました。この人はドイツ・ブロイセン（現在ソ連領）生まれの四十二才で、フライブルク大学法学部を卒業後ドイツ司法試験に合格し、一九六五年に来日、六年前から新聞記者になったもので、日本人の夫人と小学生二人の四人家族だそうですから、かなりの日本通だと思います。そのためか日本が戦後、資本主義世界で第二位の力をつけるに至った理由をよく聞かれるそうですが、それに対して、日本人の「能力」「やる気」「米国の占領政策の転換」の三点が大きく作用したためだと答えるそうです。

明治維新以来、日本人は教育の充実に努めた結果、教育水準の上昇に伴って国民の能力が非常に高まり、短期間の内に国際的レベルに達しました。これは竹山前知事も訓話の中等でよく

言われた言葉で私にも強く印象に残っております。

米国の占領政策の転換は外的な条件だが、これも日本に幸いしました。戦後、東西緊張が激化すると共に、米国は対日政策を転換して敗戦国日本に積極的援助を行うようになったので、これが日本の再建に非常に有利な条件になったわけです。

次に「やる気」と言う点では、〝負けるものか〟という国民性が目立ち、農業面を一つ例にとっても、東南アジア諸国に比べて決して気候的に恵まれていないのに対して、自然のなすがままにせず、工夫と努力を重ねて実り多いものにしてきました。不利な条件にも負けずに取り組んでこれらを克服するという「やる気」が国力の発展に大きく寄与したものであります。

また、日本人の性格、気質にもふれ、人間関係や仕事に対する態度、教育に対する態度などをみると、米独の違いより、むしろ日独の違いの方が小さく、宗教に対する態度は別として、いろいろの面で日本人とドイツ人は似た面があります。

ただ、日本人は長期的政策をたてることをしない。例えば、自動車産業が成長し始めた頃、政府は道路網拡大のプログラムを持つべきだったのに、それを怠ったため、今になって道路の不備が問題になっております。

以上のように述べておりますが、滞日十年にしては余りにもよく日本及び日本人をみているのに感心させられましたが、ここでいう「やる気」は積極性に通ずると思います。

知事も、昭和四十八年のオイルショック以後かってのような高度経済成長は望まれないので今後の苦しい経済、財政事情に対処するには、やはり職員の一人一人が、従来の慣習に〝あぐら〟をかくことなく、創意と工夫、更に知恵を出せと言われますが、「やる気」や「積極性」がなければ創意も工夫も知恵も出ないわけで、この点相通ずるものがあると思います。いくら高度な知識や長い経験をもった人でも、「やる気」がなければ、それらはすべて宝の持ちぐされとなり、前進もしなければ改革も行われないわけで、われわれが毎日の仕事に取組むうえで最も大切な事だと考えます。長い間の習慣を廃止することは、何れの社会においても大変むつかしいことで、方針が決定し、しかもその内容には自信があっても、いざこれを実行するとなると周囲の反応を気にしたり、一部の批判を心配して二の足を踏むことになりがちですが、この時こそ「やる気」を起こし、勇気を出して実行することが最も必要なことです。

このような意味においても、ただ単に全国組織の一部に過ぎなかった日本砕石協会静岡県支部を発展的に解散し、新たに静岡県砕石協会を発足させた事は、正に逆点ホームランにも相当する快挙だと思いますし、更に加えて、今回協会が、「さい石だより」を発刊することは、ほんとうに「やる気」を起した結果であり、その積極性と勇気を高く評価するものです。長い間誰しもが考えていた事でありましょうが、なか／＼実現に至らず、現在の役員、事務局が一体となってなしとげたところに深い意義があると思います。折角立派な種を播いた事でもあり、後は育て方如何によるものですから、会員一同一体となって見事な花をいつまでも咲かせ続けるよう頑張って頂きたい。

特別総会と創立総会

(1) 感謝状の授与

約十年間続いた県支部組織ともお別れを告げることになりましたこの機会に、永年流通委員長としてご活躍された㈱浜松砕石の平岩真太郎氏並びに常に砕石協会のため率先して、絶大なる御協力を惜しまなかった石垣興業社長石垣吉衛氏の御両名に対し、それぞれ記念品を贈って、感謝状の授与式を行いました。

(2) 特別総会

この特別総会というのは、日本砕石協会静岡県支部を解散する総会です。一月二十七日午前十時半より、静岡市クーポール結婚会館において、会員四十二名中三十五名の出席のもとに開催されました。

型どうり、昭和五十一年度事業報告および昭和五十一年度収支決算報告が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

このあと、解散の趣意書を小沢常務が朗読して、解散の賛否を諮った結果、全員一致を以って日本砕石協会静岡県支部を解散することに決定致しました。これを以って約十年間続いた県支部の存在はなくなったわけであります。

続いて、財産の処分についてお諮りしたところ、県支部の財産全部を、これから誕生する新第であります。

なお、山本県知事をはじめ小泉県労働部長、衆議院議員（永原　稔、大石千八、佐野嘉吉）の方々より祝電を頂きましたので、これを御披露致しました。

閉会は午後三時三十分でした。

(3) 創立総会

特別総会と期と場所を同じくして、午後二時半より静岡県砕石業協会創立総会を開催しました。この日、生憎県会が開催された為、予定されていた県土木部長、県議会議員河畑先生は、残念ながら出席できませんでした。然しながら主幹並びに静岡県建設業協会道路舗装部会より中村部長をお迎えして、予期以上の盛大なる総会となりました。

会議は青木興業社長より発起人を代表して別掲の如き挨拶があり、続いて規約の審議、役員の選出、昭和五十二年度事業計画及び昭和五十二年度収支予算案が上程されましたが、いずれも全員の拍手の裡に原案通り可決されました。

事業計画の主なものは次のとおりです。

A　事務の簡素化

手続事務の簡素化をねらいとしたもので、特に「県土地利用事業の適正に関する指導要綱」の改正を強く求める運動を展開するものです。

B　県との連けいの強化

これは例えば、県が実施する砕石工場立入検査には、努めて協会の役職員が同行して、側面的に協力体勢でのぞむこととし、許認可申請時に起る諸問題についても、常に協会が積極的に会員とともに県と折衝して、円滑な事務処理に当たるものであります。

C　「砕石だより」の発刊

日本砕石協会からは、今後砕石情報が求めにくいところから、それを補う一つとしてこの便りを発刊して、併せて会員相互の親睦を図るものとしました。従って、随時砕石に関する諸情報は、国・県を問わずキャッチ次第流すつもりですが、会員各位におかれても、地方の声をドンドン事務局あて提供されますよう御願い申し上げます。

次に役員の選出ですが、これも選衡委員会を開き、別掲の通り全員拍手のうちに決定しました。終りに、来賓の方々より暖かい激励と祝福のお言葉を頂きました。洵に感謝に堪えない次第であります。

発起人挨拶

只今、午前中の特別総会において、日本砕石協会静岡県支部は解散しました。然しながら、後藤砕石、浜松砕石、小沢さん、それに私の四人が発起人となり、ここに斬らしく静岡県砕石業協会（仮称）を設立させることを相計りました。幸いにして、多数の同業者の方々の御賛同を得まして、本日この創立総会を開催する運びに至りましたことは、誠にご同慶の至りに存じます。

われわれ砕石業者は、この未曽有の不況の嵐の中にあって、今こそ団結の力により、安定経済機構に移行する苦しい間を耐えなければなりません。只今から新らしく生れる協会に必要な規約、事業計画および予算案の審議並びに役員の選出を願うわけでありますが、どうか充分に御審議を尽されて、立派な協会が誕生するよう切に願うものであります。

甚だ簡単で意を尽しませんが、発起人を代表して所信の一端を申し上げ、私の挨拶と致します。

昭和五十二年一月二十七日

発起人代表　青木興業㈱　青木　隆

役員名簿

▽顧　問（県議会議員）河畑房次

▽相談役　二葉建設㈱　勝間田良太郎

〃　㈱川村組　川村　武

▽会　長　青木興業㈱　青木　隆

▽副会長　後藤砕石販売㈱　後藤良夫

〃　㈱浜松砕石　清水桐一

▽常務理事　静岡県砕石業協会　小沢　進

▽理　事　日鉄鉱業㈱　五十嵐　実

〃　日軽興業㈱　小松彬一

〃　寿石材土木㈱　大川義教

〃　二葉建設㈱　田村　浩

〃　伊豆石材㈾　師岡艶子

〃　伊豆六石㈱　石渡　博

〃　立岩石材興業㈱　立岩博明

▽理　事　静甲工業㈱　井上勝次

〃　㈱川村組　岩崎鑓平

〃　福用産業㈱　小端　巌

〃　大河原建設㈱　森下教一

〃　海運建材㈱　吉川正男

〃　中部採石工業㈱　三高　宏

運営審議委員

▽下田西伊豆地区

日鉄鉱業㈱　五十嵐　実

日軽興業㈱　久保田善三

▽伊東地区

寿石材土木㈱　八木　忠

▽東部地区

二葉建設㈱　田村　浩（副委員長）

駿河開発㈱　芹沢　亨

木村土木㈱　木村　亨

▽富士地区

静甲工業㈱　山崎敏伯（副委員長）

田子の浦港開発㈱　望月惣一

後藤砕石販売㈱　後藤良夫

▽中部地区

静岡砂利㈱　西形省治

東海砿業㈱　沢本三男

㈱静岡砕石センター　佐野晃久

福用産業㈱　小端　巌

▽西部地区

㈱浜松砕石　平岩真太郎（委員長）

中部採石工業㈱　本多　豪

あとがき

既報のとおり、去る一月二十七日、特別総会（解散総会）並びに静岡県砕石業協会創立総会の二つを同日に開催しました。

当日寄せられた、県土木部長の行届いたお祝辞をはじめ、その後県砂防課長から別項の如き大変心暖まる激れいと、おほめのお言葉を頂いて、会員一同感激しているところであります。

日本砕石協会県支部を解散したことによって少しでも砕石業務に支障があるようなことでもあれば、洵に申訳けのないことであり、又このことを一番心配し、恐れているのであります。どうかこの「砕石だより」をフルに活用して、情報交換の場とするとともに、併せて会員相互の親睦をなお一層図りたいと念願するものであります。

（事務局長）

さい石だより

1977.5
第 2 号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

おしらせ

既報のとおり業務管理者の試験は6月7日です。この養成講習会は6月2日開催する予定です。希望者は申込んで下さい。

異動



県設計検査課長
坪井　章氏

御承知の通り、県砂防課長として、四年の永きに亘り色々とお世話になりました坪井　章氏は、今回の県異動により、県設計検査課長になられましたので、ここにお知らせ申し上げるとともに、この紙上をおかりして常に変らぬ温かいご指導に対し厚くお礼申し上げます。

なお、設計検査課においても、砕石業者にとっては、切っても切れない重要な関係の深い課でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



県砂防課長
芦沢五一氏

今回の県の異動により、坪井砂防課長の後任として着任されました芦沢五一氏は、以前に砂防課に籍をおかれたことのある方でありますので、会員の方には御承知の方も多かろうと存じます。

この紙上をかりて、会員各位ともども、今後ともよろしくお願い申し上げます。

砕石業界と道路用砕石

県道路建設課
内田　弘

はじめに

年間砕石販売量のうち、道路用砕石の占める割合は、およそ八〇％以上と推定されるが、今後もこの割合はあまり変化しないと思われる。

道路用砕石は、単粒砕石（S記号で表示される）、粒調砕石（M記号で表示される）、クラッシャーラン（C記号で表示される）、スクリニーングス（F－二・五）で表示される）、砕石ダストに分類される。

県内で生産される砕石の詳細については、二年に一回のペースで「静岡県の砕石について」という小冊子にまとめて、関係各位に配布しているが、案外各方面に好評で中部ブロックの各県および日本道路公団等より送付依頼を受けている。

静岡県の砕石の特徴

静岡県の砕石の特徴は、業界各位の協力により、昭和四十二年のアスファルト舗装要綱の改訂にともない、粒調工法の採用と共に、全国的に見てもかなり早い時期に粒調プラント（中央混合方式）の機械設備が完成し、官民協力により品質管理のゆきとどいた製品が出荷されていることであろう。中部各県はもとより全国的にみても、粒調砕石の品質変動の少ないこと、粒調プラント機械設備の優れていること等は特筆すべきことである。しかし他方では、原石の品質によっては、アスファルト混合物用として砂の代りに最近使用されつつあるスクリニーングスに不適当なものが見受けられる。すなわち原石の材質が大きく左右すると言われる塑性指数が規定を外れる場合が予測されるので、注意する必要があろう。

今後は、アスファルト混合物用としてのスクリニーングスは、現在の規格より厳しくなることが予想される。なぜならば、道路用砕石（Jis A五〇〇一－一九七〇）の改正審議（昭和四十四年）において、将来は砂に代るアスファルト混合物用材料として、規格を厳しくすることが検討されたが、いろいろな問題点があり次期改正時まで見送られた。しかし付帯意見として明示された事項の中からスクリニーングスの規格について述べると、

スクリニーングスの規格について

① 原石はアスファルト舗装工事共通仕様書に示す粗骨材の規定に合格する砕石、または玉砕を生産した場合に得られるものでなければならない。F－2・5の規定に合格するものとする。

② 粒度はアスファルト舗装工事共通仕様書に示すF－2・5の粒度に適合すると共に、粒度試験はJis A一一〇三に規定する方法によって行う。ただしスクリニーングスの〇・〇七四㍉ふるいを適合する量は、Jis A一一〇三に準じて行う。

③ 塑性指数はJis A一二〇三に規定する方法によって行い、NPがなければならない。

④ アスファルト混合物に使用する場合、使用量は全体骨材使用量の一〇％以内とする。

静岡県の舗装関係仕様書では①～③まで、すでに規定されている。そして④については、アスファルト混合物における、はく離現象、老化現象における原因になることも予測されるので、舗装関係仕様書では規定していないが、そのつど説明会や講習会等で説明すると共にアスファルトプラントでのプラント検査時（現場配合試験練りの時）に指導している。

スクリニーングスの今後の需要

スクリニーングスの今後の需要は、前述のように高品質規格のものが要求されると共に、河川産砂の生産は河川の砂利採取法による規制の強化等で将来は不可能になるであろう。その時アスファルト混合物用の砂に代ってスクリニーングスが需要を増すとき、供給面の対策は出来ているだろうか。供給面に対応するため今後は高品質化したスクリニーングスを製品化することであり、品質管理の問題と共に生産工程上の改善（例えば水洗装置を設けて塑性指数の低下を計る等）を研究することにより高品質化は指向可能と思われる。スクリニーングスの需要増加は、コンクリート用の砂に代って使用されることも当然考えられることであり、今後の需要は非常に大きいと予想されるので、将来の砕石業の需要開発のあり方を示しているように思われる。

道路用砕石の将来像

道路用砕石は、今後どのような需要の方向を示していくであろうか。私見ではあるが砕石の品種が変ることではなく、品質規格が高品質規格なものと低品質規格のものとに二極化傾向をたどるのではないだろうか。例えば、アスファルト混合物で言えば、いま最大の難問題であるわだち掘れ（流動現象ともいう）対策は、いろいろあるが、最良の方策がいまだきまっていない。しかし、はくり現象や老化現象においては砕石の品質を原因とするものが多く、砕石の高品質化の要求はいっそう強くなるであろう。

また他方では、庭先道路と言われる町村道や農道では、重交通はもちろん少なく、交通量も少ないので、簡易舗装や防塵処理が可能なため低品質な砕石で十分耐えられるし、経済的に安いローコストな舗装が要求されることから低品質規格のものも今後さらに需要があるだろう。

運営審議委員会より

このところ運営審議委員会は、静甲工業の山崎敏伯氏を中心に、精力的な活動をみせています。

只今取り上げている議題は、砕石価格の値上げ・値戻しの問題、もう一つは接点の問題であります。この二つの問題は、いずれも今後の砕石業界を左右する大きな問題であります。

値上げの方の問題は、幸いにしてダンプの過積載問題を契機に、砂利価格の値上げがあり、又、国や県の景気浮揚策に助けられて、全国的に砕石販売量が伸びて、価格も強含みで推移しています。このような情勢の中にあって、本県の値上げ・値戻し運動も、各地区で粘り強く交渉が続けられ、六月頃までにはそれぞれ或程度の妥協点に達する見通しであります。

一方、接点の問題は、各地区において熱心な談合が重ねられていますが、双方の主張に若干クイ違いがみられ、積算価格の問題等も微妙に反映して一朝一夕には解決できないようです。然し、この問題も譲歩すべきところは譲歩し、前向きの姿勢を貫き、共存共栄の道を進む以外ないでしょう。



委員会風景

人の使い方・叱り方

上司（監督者）が部下に対して命令する場合の大きな要素は、次の五つが含まれていなければならないといわれている。即ち、誰が―何時―何のために―どのようにし―という項を入れることが大切である。自分だけが納得していても、相手に通じなければ目的は達せられない。

又、叱る場合、いかりの感情で叱ることは絶対さけなければならない。理性的であることが絶対の要件である。感情が加わると、怒りとなる、怒ると部下は反省どころか反抗的となる。

①事実をつかむ
②事柄を叱って人柄を叱るな
③ついでに叱るな
④場所を考えて叱れ
⑤まず、ほめてから叱る
⑥結果をみて叱るな
⑦自分の失敗も話す
⑧はっきり事実を指摘する
⑨失敗の起こった原因と、防止について一緒に考える
⑩最後に激れいしてやる

以上の点を考慮に入れて部下を把握することではないだろうか。

（小澤常務理事記）

昭和五十一年度 砕石販売実績速報

はじめに

昭和五十一年度の砕石販売量の集計結果が、会員の皆さんの御協力により纏りましたので、その概要をここに速報します。詳細については後日「静岡県砕石販売実績報告書」として御報告申し上げます。

この速報は、会員三十七工場の砕石販売実績を集計したものです。石油ショック以来四年目にして、漸く景気が回復してきた兆が見えはじめました。これでどうやら、長い暗いトンネルは抜けたという感じがします。

増勢に転じた販売量

昭和五十一年度の砕石販売総数は、約三二五万㎥であります。これは表が示す通り、昭和五十年度に比べ、約一〇%の増加です。昭和四十八年の石油ショック以来、再び年間販売量は、三〇万㎥を突破しました。然しこの現象は、本県のみでなく、関東地区においても前年比一一%増を伝えていることから、主要建設資材価格の強含みの推移と合せ、景気回復の兆があらわれてきたのでしょうか。

増加率の大きい島田地区

次に砕石販売量を各地区別にみれば、表が示す通り、対前年比最も増加率の大きい地区は、島田地区（二七%）です。逆に下田地区は、工事量が少なく、約一七%の減となりました。又地区別に最も販売量の多い地区は、依然として浜松地区です。続いて、富士、沼津、静岡、島田、伊東、下田地区と続きます。然し、この順位は昨年の順位とは大きく変り、富士地区が昨年の三位から第二位へ進出したことが注目されます。

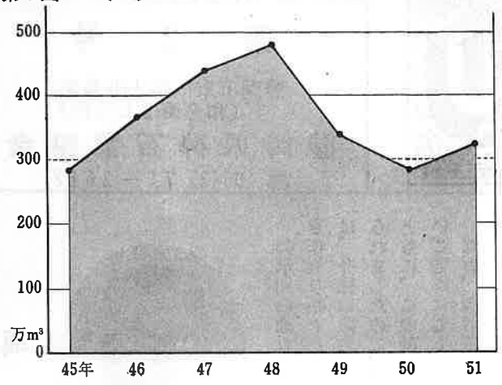
年間パターンに変化か

次に、昭和四十八年度から昭和五十一年度までの月別販売量の推移をみれば、第二図が示す通りです。

今までのパターンは、年度はじめ（四月）少し落ち込み、そのまま五月、六月、七月の夏枯期に入り、そして八月、九月、十月と増勢に転じ、続いて十二月から三月にかけてピークを迎え、その年の年度は終りました。

このパターンは過去永く続いたパターンですが、昭和五十一年度はグラフが示す如くに、七月以降一月を除いて直線に近い伸びの勢を示しました。本年度は国・県が上半期に集中的に工事の発注をすることから、今後は従来のパターンにも変化が見られ、これから夏期に入っても大きな伸びを期待するものです。

第1図　年次別砕石販売量

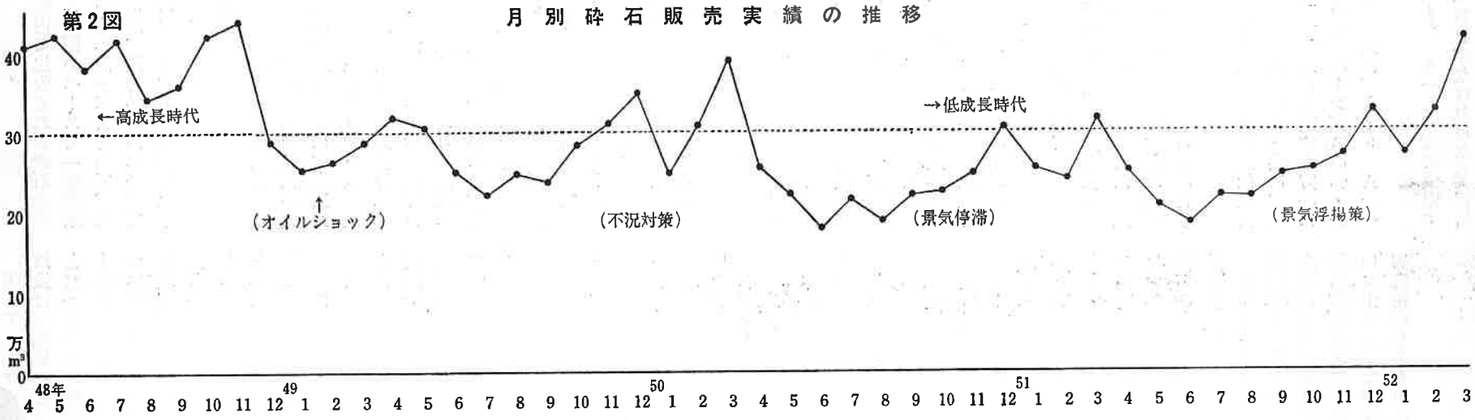


各地区別砕石販売量

単位 ㎥

地区＼年度	昭和49年	昭和50年	昭和51年	前年対比%
下田伊豆地区	219,105	203,712	169,496	83
伊東 〃	329,407	257,504	254,224	99
沼津 〃	405,362	379,291	458,381	121
富士 〃	518,634	492,236	583,405	119
静岡 〃	597,570	452,737	427,864	94
島田 〃	347,130	284,951	361,708	127
浜松 〃	1,043,823	870,875	989,849	113
合計	3,461,042	2,941,316	3,244,927	110

第2図　月別砕石販売実績の推移



高炉スラグの動向について

「日本砕石新聞」が報ずるところによれば、高炉スラグの動きは官・民ともに非常に活発になっているようです。通産省工業技術院は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材のJISについて検討中で予定では本年七月と言っています。

工技院は、現に使われている製品は、需給の如何を問わず規格化する必要があるとしています。又、日本鉄鋼連盟は、スラグ資源化委員会を設立して、有効利用の方向を探るとともに、同委員会が中心になって、コンクリート用骨材のJIS化および路盤材に関する技術的な詰めに本腰を入れています。一方、日本砕石協会は鉱さい対策協議会を発足させ、鉱さい進出に対処することにしています。

このように、スラグの動きは活発でありますが、昭和五十年度の砕石生産量の約一〇%に当たる二、七〇〇万屯のスラグが未利用資源の有効利用という大義名分のもとに、既存の砕石業界と競合することにでもなれば、市場の混乱は避けられません。今後どのようにして既存の骨材業界に無用の混乱を与えないで、日鉄鋼連或は砕石協会が手をとって共存して行くかが注目されるところであります。

野火のように拡がる共同販売事業

「セメント新聞」は、広島県西部砕石協組が三月一日より完全共同販売事業をすることを報じています。

広島県下の砕石メーカーは近促法による構造改善事業を昨年より進めていたが、今回、広島県西部砕石協同組合の完全共同販売事業がスタートすることになったものです。この共販事業構想によれば、協組加盟組合員の砕石は、すべて協組で買いあげ、協組を通じて販売するもので、受注・販売・納入・請求・集金等の業務一切の窓口を組合に一本化するものです。なお、残る三ブロック（北部、南部、東部）についても早急に具体化し、将来は、単一連合組織も考えているとか。又、東海地区では、愛知県、岐阜県、三重県の砕石業者十八社による「東海三県砕石販売組合」が設立されて共同販売事業を目標とした、安定需給体制を確立することを目途としているようです。

このように共同販売事業は、好むと好まざるとに拘らず野火の如く拡がって行くようです。

日本砕石協会関東地方本部傘下の各県支部においても、その大部分が何等かの形の共販体勢を整えているようです。

本県においては、西部地区において浜松砕石が中心となって共販に踏み切ったようでありますす。次にその概要を申し上げて、御参考に供する次第であります。

西部地区七社を以って浜松砕石協同組合を発足させ、四月一日より業務を開始した。資本金五〇〇万円、顧問塩谷参議員、浜松市の伊藤県議の二人。業務は、販売代金の請求等、すべて組合を通じて行われます。但し、当初は完全共販の形ではなく、取引は各社が自由に行い、商談が成立すれば、組合の発行する統一した一連番号の入った伝票を使用して、チェックを受ける。精算書についても組合に控を送り、チェックを受けるという仕組であります。手数料は㎥当たり二〇円～三〇円とし、八月よりは、よりベターな方式を考えるというもので、非常に関係者は意欲的であります。この試みが静岡の各地区にも及び、安定した砕石業がスムーズに行われるよう願うものです。

なお、組合の運営は運営委員によって行われます。組合の創立総会は、四月五日盛大に行われました。初代の理事長は鈴木重光氏です。

あとがき

四月の「静岡祭り」も終り、五月の「浜松凧揚げ祭り」がはじまります。「砕石だより」第二号をここにお送り致します。今回は県の異動があり、永い間御指導を頂きました坪井砂防課長さんは、設計検査課長さんになられました。後任には芦沢五一氏がこられました。これを機会に砕石業界も、気を引き締めて、なお一層業務に精進しましょう。

県道路建設課の内田氏から、別掲の如き大変有益な記事を頂きました。流石にその道のベテランです。私見ではあるがと前置きして、砕石の今後の需要の方向をズバリ……是非必読を願います。

昭和五十一年度砕石販売実績が、皆様方のご協力により纏りましたので、その結果を別項の通り速報します。勿論詳細については、報告書として近く発刊の予定でいます。御了承願います。それから、四月一日から事務局へ女子職員が新規に採用になりました。名前は中村都美枝さんと申し、とてもおとなしいお嬢さんです。どうぞよろしく願います。

（事務局長）

1977.7
第 3 号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
〈0542〉71－2618

さい石だより

おしらせ

8月下旬開催予定の業務管理者のための研修会にはふるって参加しましょう。

座談会

はじめに

昭和五十二年六月六日県庁西館会議室において、県関係当局と砕石協会役員との間において、座談会を催しました。会は小澤常務理事の軽妙なる司会により、終始にこやかに対話と協調のムードを盛り上げ稀にみる大きな成果をあげることができました。ここに改めて県当局に対し、厚くお礼申し上げます。

なおこの概要は次のとおりです。

県側出席者
清家技監
設計検査課　坪井課長外二名
道路建設課　上畠課長補佐(技)外一名
砂防課　芦沢課長外一名
土地対策課　渡辺課長外一名

協会側
青木会長外役員十七名

概要

(一) 現状においては、土石の採取行為を適用除外にするわけにはゆかない。

協会側から砕石業は、採石法に基いて認可を受けているのだから、ゴルフ場やマンションを作って、土地を利用する事業とは根本的に違うし、災害は起りにくい場所を開発する行為も少なく、災害は起りにくい状態にあります。よってこれを適用から除外して頂きたいと訴えました。これに対し、県側は、伊豆災害は開発行為が原因であると言われている。住民感情からみても現状においては、土石の採取を適用除外することはできない。除外すれば、県の指導の後退であるという考え方から、少くとも現段階においては無理である、と答えられました。然しわれわれは、近い将来、現状が変り、採石業者に対する認識も変ってくれば、適用除外の方途も可能であると受け止めています。

(二) 今のところ、鉱さいを積極的に使用する考えはない。然し技術的には、そろそろ使用してもよい時機にきているといえる。

協会側より昭和五十一年九月二日建通新聞に掲載された記事を引用して、〝施工業者側から使用の希望があり、検査にパスすれば、県は使ってもよい、という考え方を明らかにしている〟この考え方に今も変りはないか、とうかがいました。県側は今のところ敢えて鉱さいを使用する考えはないが、情勢としては、建設省をはじめ他県において使用されている現状に鑑み、将来は除々に使用されるようになるだろうとのことでした。

(三) コンクリート砕石・砕砂は近いうちに下田地区同様どこでも使用することになろう。

協会側よりコンクリート砕石・砕砂の使用を全県的に認めてほしい、との要望に応えて、県側は、現在は下田土肥地区は、砂利がないので砕石の使用を認めているが、他の地区についても需給関係の問題であって、今後は、地区の事態に即応してやって行くことにしたい、とのお答えを頂きました。

(四) アウトサイダーの業者の取扱いについては、県は積極的にはなれない。

採石業者のアウトサイダーについては兎角問題を起し易いので、行政的にも協会に加入させて、県が指導する方が望ましいと考えますが、県のお考えをお聞きします。これに対し県は、協会に加入の問題は、業界自身の問題であるので、県が積極的にタッチすることはむづかしい、協会において善処されるようにと答えられました。なおアウトサイダーであっても、県の指定工場の場合は、その会社のフロシートを出させて、検討の上工事の発注がなされるので、この点については問題ないと思うとは答えられました。

(五) 認可期間は、一率に三年以内にしたのではない。災害防止のため認可採取計画は十分守ってほしい。

協会側より認可期間については、昨年県のご理解により三年以内となったが、その実態又立入検査の状況は、どのようであったかお聞きしたい。これに対し県は、認可期間は一率に三年以内としたわけではない。五十一年十月～五十二年三月の実績では、認可二十二件のうち三年としたもの十一件であった又五十一年度の立入検査の結果は、採石場六十四ケ所について、延六十四件の指示事項があった。その主なるものは、採取工法が悪いもの、沈澱池、防護柵の不備等である。いずれにせよ災害防止のため認可採取計画を十分守ってほしいとのお答えがありました。

(六) 割栗の使用は、実態を把握して充分調査の上使用の有無を決定する。

割栗の使用については、地区の特性により夫々マチマチであります。東部及び一部西部については、現在使用されています。問題は富士地区の使用ですが、数量的にも価格の点についても支障がないと考えられますので、早急に決断されますようお願いします。これに対し県は、地区の特性があるので、軽卒には決断を下しかねている。資料についても後日実態を調査願うこともあり得るが、もう少し実情を把握して、慎重に対処して、なるべく早い期間に結論を出す考えを明らかにしました。

(七) 窓口の一本化は、よく研究して具体的に方針をきめる

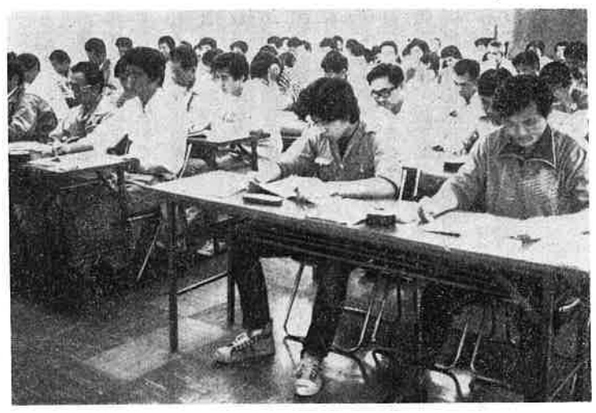
協会側より土地利用事業に付随して、砂防課以外より問題が起った場合（例えば河川課、農政課等）関係各課へ出向く前に、砂防課において助言を頂き、言葉は適当ではないが、仲介の労を取って頂けたら業者は大いに助かるので、是非これを実現してほしい。これに対し県は、制度上のことではないので、どのように具体化するかを良く研究してきめたいとの答えがありました。

(八) 今年の秋頃までの間、砕石業者は毎日が仕事に忙殺されることになろう。

県より本年度は道路舗装事業費の県下の全体予算は、約一四五億円と発表されました。これは前年比（昭和五十一年度）約48%増に当る額であります。この巨額のものが、この秋頃までの間に消化される予定と説明され、砕石業者は、この不況下にあって忙殺される毎日を思い浮べ、喜びと笑いの裡に無事意義ある座談会を終了しました。



座談会風景



講習会風景

業務管理者養成講習会の開催

去る六月八日、業務管理者の養成講習会を開催しました。講師には、県砂防課の方々をわずらわしましたが、受講者約八〇名で、予定数を大きくオーバーして、会場は、文字通り超満員となりました。今回は、特に試験練習問題集を作成して、講義がなされたことから、受講者も真剣そのものでした。この結果は、採石業務管理者の資格取得の一助となるとともに、採石業者の災害防止措置の指針となることを期待するものであります。

用語解説スクリーニングス

県道路建設課　内田　弘

道路用砕石、JIS、A、五〇〇一で定められているもので、通常はダストと呼れていたものと混同されやすいが、異質のものである。ダストには粒度、塑性指数の規定はない。

スクリーニングスは、砕石砂と言われ一般には、主としてアスファルト混合物に用いられる場合が大部分である。呼び名はF－二、五で示され、粒度は二、五－〇である。スクリーニングスの整造工程において、乾式のものと、湿式（水洗する）ものとがあるが、塑性指数の低下および粒度の安定性から言っても、湿式（水洗する）のものが望ましいことは勿論である。乾式で製造されたものは、最近のアスファルトプラントの集塵装置が乾式のバックフィルターであるため、目詰りの原因になっていることが多い。

今後、スクリーニングスの規定の中に加えられると予想されるものは、アスファルト混合物のはく離問題に関連して、石粉（フィラー）の規定であろう。（アスファルト舗装要綱P－三四、表三・一一）。

土地利用の行政指導と採石事業

県土地対策課

一　県内土地利用の動向とその対応

三十年代後半から、我国の経済成長は著しく、これに伴って、国民所得が向上し、余暇時間の活用と相俟ってレジャー活動が盛んになってきました。首都圏に近く、自然環境に恵まれた本県でも、四十年代前半に入ると、東部地区でレジャー施設を中心に大規模開発が急増し、特に、四十六年八月のいわゆるドルショックを契機に金融が大幅に緩和されたこともあって、四十六年後半から四十八年にかけて大規模開発への指向は、一段と強まり、県内における土地需要は、レジャー施設を中心にきわめて著しいものとなってきました。ゴルフ場や別荘分譲地造成計画が大規模化し、しかも局地的に集中する傾向もあり、地域によっては土地利用上或いは防災上好ましくない事例が見受けられるようになりました。このような傾向に対処するため、県は土地利用対策委員会の一層の充実をはかるべく、四十七年四月委員会を改組して審査機能の拡充強化をはかり、又同年十一月には「別荘地、ゴルフ場等の造成に関する審査基準」を制定して審査の強化をはかって参りました。更に四十九年一二月には、「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を制定し、その後も所要の改正を加え、災害の防止、良好な自然や生活環境の確保に努めてきました。

二　土地利用事業としての採石事業

採石事業が災害の発生源とならないよう、その防止に万全の措置をとる必要があることはいうまでもありません。更に自然及び環境の保全にも努めていただかなくてはなりません。又採石法に基づき認可を得て採取するためにはあらかじめ多くの関係法令（例えば、農地法、森林法、道路法等）に基づく許可、あるいは認可を受けなければなりません。

このようなことから、静岡県では、関係法令による認可事務を適正かつ円滑に行なうためには、窓口を一本化することが望ましいことであるとして、昭和四十九年一二月「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を制定し、採取面積が一ha以上となる採石事業を審査対象に取り入れました。

従って、採石法に基づく認可を受ける際には、事前に土地利用対策委員会の承認を得ることが必要となります。

三　採石事業の申請について

(1)　申請を要する事業

イ　新規申請

一ha以上の一団の土地で、土石の採取を行う場合には、採石法等の申請又は届出をする前に、土地利用の承認を得ることが必要です。

ロ　継続申請

現に採石法の認可を得て採取を行っている場所で、引き続き採取を行う場合には、次に該当する場合に、土地利用の承認を得ることが必要です。

(ア)　（五十年九月五日前に、採石法（砂利採取法）の認可を受けて採取面積が、一ha未満で現に採取している場所において、引き続き拡大採取する場合で、現に採取している面積（認可済の面積）を除いた採取予定面積が、一ha以上である場合。

(イ)　五十年九月五日以後に、採石法（砂利採取法）の許可を受けて採取面積が、一ha未満で現に採取している場所において、引き続き拡大採取する場合で、現に採取している面積（許可済の面積）と新たに採取を予定する面積の和が、一ha以上である場合。

(2)　申請にあっての留意点

ア　災害の防止を第一に

土石採取事業を土地利用審査対象にした理由は、前述したとおりであるが、もう一つの理由は、採石事業が開発面積は狭くとも、採取する土量が多く、災害防止の面から、他の大規模開発と同様に扱う必要が生じたからです。このため、防災施設の計画については、現地形を勘案し、施設の機能が十分に発揮できるものを計画して下さい。

イ　計画上の技術基準

指導要綱の技術基準では、採石事業を行う場合、施行箇所の下流河川の流下能力が、五十年確率雨量（五十年に一度降るであろうと思われる雨量）を流下させるだけの断面が不足する場合には、河川改修をすることを原則としております。

しかし、諸々の事情から河川改修ができないこともありますが、このような場合には、調整池を設置して、一時間に一二六ミリ（五十年確率雨量）の雨量の中で、下流河川に、一時間に三十ミリ（一年確率雨量）分を流し、その残分を調整池に貯留することとしております。この場合には、調整池下流の河川断面が、一年確率雨量を流下できる能力を有することを前提にしておりますので、断面不足の場合には下流河川の改修も必要となります。

一方土石採取に伴い、下流河川に土砂が流出する心配もあるため、土砂流出防止のために、計画区域内に沈砂池を設置することとしております。沈砂池を計画する際には、流出土砂量を二〇〇～三〇〇㎥/年/haとしておりますので、面積に応じて沈砂池の規模が決まる訳であります。

ウ　書類は完全に

提出書類等については、指導要綱七〇頁以下に記載し、提出部数、提出先き等も明確にされているので遺漏のないよう、又関係する部落、隣接地主、漁協等の開発同意書も添付してもらいますので留意してください。

又、現況写真（カラー）は、何を説明するのか目的をもって撮り、必要に応じてパノラマ式にはり合せ、全景及び地形等がはっきりと明示できるような配慮をして下さい。

(3)　承認後の留意点

ア　土地利用対策委員会決定事項を尊守して

土地利用が承認されると、その旨を申請者に通知します。その際には、事業に着手する前に処理すべき諸手続や、施行上の留意事項を記載した土地利用対策委員会決定事項を交付しますのでこれを遵守して下さい。

イ　工事の順序は承認条件に従うこと。

土地利用対策委員会決定事項には、「防災工事を先行のこと」の項目が必ず入っておりますので、採石事業に着手する際には、必ず防災工事に着手して下さい。

特に下流河川の改修工事が条件とされている場合には、このような区域外の防災工事を、最初に施工し、次に、区域内の防災工事、本工事に着手することに留意して下さい。

その後、本工事に着手するときにそれぞれ着手届を又それらが完成したとき、必ず完成届を提出して下さい。

なお、防災工事、本工事に着手するときには、必ず完成届を提出して下さい。

四　土石採取事業の審査状況

土石採取事業の申請は、企業者のご理解と砕石協会のご協力によって、年々増加して参りました。その状況は五十年度が二十八件、五十一年度は十五件を数え、土地利用の中でも大きなウエイトを占めるに至っております。

今後とも皆様方のご協力を頂き、適切な土地利用事業の推進に努めて参りたいと願っておりますので、何分にもよろしくお願い申し上げます。

そこが聞きたいところ



協会常務理事　小澤　進

金銭関係のトラブルによって、人間関係を気まずくすることが多いので、第一回として「保証人」について例をあげてみます。

「保証人」

問　私の夫は知人から借金の保証人になってくれとたのまれ、絶対に迷惑はかけないというので印を押しましたが、借主は期日がきても返済しないので、夫のところに催告状がきています。夫は財産はありません。家族の持っている財産まで出さねばなりませんか？

答　借金の保証には、普通の保証と連帯保証とがあり、連帯保証なら返済期日がきた時に、直ぐ保証人に請求されても仕方ありません。普通の保証なら本人に容易に差し押えることのできる財産があって、あなたの夫がまずその方にかかってくれと主張すれば、貸主は先にそれを差押えて、なお貸金の回収ができなかったときに、保証人にかかることになります。貸主がこの順序をとっているなら、あなたの夫と借りた本人の間で、絶対に迷惑はかけないという約束があっても、それは貸主に主張はできません。しかし世間の保証のほとんどが、連帯保証ですから、質問の場合も、連帯保証ではないかと思います。いずれにしても、このような場合は、証書をよく確認することが必要です。

次に夫婦は、日常の生活のための費用については、連帯して支払をする責任がありますが、日常の家事以外のことで、夫婦の一方が第三者と結んだ契約については、他の一方には法律的に責任はありません。従って日常の家事以外のことで、夫が結んだ契約から生じた債務について差押えをうけた場合には、妻は自分の財産であることを証明すれば、差押えを免れることができます。子供の財産も同様で、夫の借金のために差押えられることはありません。

次回は「身元保証人」について。

トラックのあれこれ

はじめに

自動車、特にトラック・ダンプカーについて、その実体の一部を県・関係協会等において調べたので、その保有状況・輸送状況等について、次のとおり御報告して御参考に供します。

保有台数について

昭和五十一年四月一日現在における県下の自動車保有台数等における県の発表によれば、近年その増加が、鈍化の傾向を示してきたと報告しています。この保有台数の推移の面からも、景気の動向の一端がうかがい知ることができます。なおここでいう自動車とは、道路運送車両法により登録された自動車および原動機付自転車をいいます。

(1)　鈍化してきた保有台数

昭和五十一年四月一日現在における県下の保有台数は、一四〇万余台であります。この台数は、昭和四十八年の石油ショック以来毎年微増を続けてきたものが、ここえきて一寸鈍化の傾向があらわれているようです。

(2)　伸び率の大きい乗用車

乗用車の伸びは、順調に推移しています。乗用車は景気に左右されず、今や完全に庶民の必需品であり、足となった感がします。なおトラックにおいても5t～8t以下を除いては、いずれも増加しています。

（以下次号）

あとがき

ここに、砕石だより第3号をおとどけします。今回は、県側との座談会並びに県土地対策課より寄稿された「土地利用の行政指導と採石事業」との二つを柱にして編集しました。座談会は、別項の如き大きな成果をあげ、関係者一同信じられない喜びに浸っています。又兎角面倒がちな土地対策課の事務手続きについても、この一文を読むことによって理解が深められ有難く思っています。厚くお礼申し上げます。なお道路建設課よりも御寄稿を頂き感謝しています。知っているようで案外知らないのが、この用語解説です。

（事務局長）

さい石だより

1977.8
第4号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

おしらせ

シートベルトは必ず着用しよう

〝乗ったら締めよう心とベルト〟

保安功労賞を受けて

静甲工業㈱　照井勝久

この度はからずも火薬類取扱い保安功労賞を受けました。誠に有難とうございました。皆様方に対し、ここに改めて厚くお礼申し上げます。この受賞は、勿論私一人の力ではなく、二十六年間の永い間、皆様方のたゆまないご指導とご協力の賜と、深く感謝しています。

何卒今後ともよろしくお願い致します。

つらかった鉱業所の勤め

私は静甲工業㈱に入社する前は、岩手県の川尻営林署に十年間勤めました。その後は、昭和二十五年田中鉱業㈱土畑鉱業所採鉱課に勤めました。（本社は東京にあって、鉱業所は岩手県湯田町にあります。）当時社員は七〇〇名程でしたが、この七〇〇名の人々が採鉱課、選鉱、沈澱銅鉄工、木工と色々の課に配属されて、金、銀、銅、鉛、亜鉛を生産していたのです。主として銅の生産が多く、時には自然銅も出ました。採鉱課は四〇〇名程で、その人達は何々坑、何々坑と数十名或は数百名に分れて、生産にはげんだのです。

入社当時は、穴の中の仕事は、本当に恐ろしかった。うだるような暑さ、暗盤の目のように交叉した何本かの坑道、右からも左からもさく岩機の音がして、時折発破の音も聞えるのです。ある時は、私の正面での発破のせん光に、きもを潰したこともありました。

恐ろしい火薬の取扱い

その後、私は昭和三十六年発破に関する作業指定者になり、はじめて火薬類を取り扱ったのです。その時つくづくダイナマイトは、本当に恐ろしいと思いました。

今から約二十年～二十五年前は、導火線発破が多かったのです。その当時こんなことがありました。ある時、一人が導火線発破を行って退避したのですが、何十本のうち二本が爆発して、残りが不発になったのです。それで再点火に行ったところ、退避する前に、爆発が起り、その人は片足切断の重傷を負いながら、助けてくれと叫んだのですが、次から次と爆発が起るので、誰も助けに行くことができませんでした。その人は、後日病院で亡くなりました。原因は、前に爆発した二本のために、残りの導火線が途中で切られて、不発をおこし、導火線が短かくなっていたのです。それで再点火した時、早く爆発を起したのだと思われます。

又ある人は、切羽で親ダイを作っている時、突然爆発が起り、即死しました。その他切羽で装填中に爆発が起り、これも即死です。発破事故は、全く命とりです。原因は、いずれも火薬の乱暴な取り扱いにあると思われます。

火薬量の多いアンダーカット

その後三十二年に火薬係員国家試験に合格して、取扱所において、火薬類の受渡し及び発破作業に従事しました。続いて三十三年には、火薬類取扱保安責任者及び坑内保安係員の国家試験に合格して、一つの現場を持つに至りました。ご承知のとおり、坑内の採掘方法には、アンダーカット、トップスライス、シュリンケーズ、ストリッピング、ドリフトケービング等さまざまな採掘方法があります。私の知っている採掘の中で、一回に火薬の量を多く使うのは、アンダーカットです。潰し発破の時は、一回に数屯或は数十屯を使います。坑内に暗盤の目のように坑道を掘って、七米の龍頭を置き、上にまた暗盤のように坑道を掘ります。（暗盤を何枚も重ねたような坑道を掘る）その龍頭に穿孔して、何百本或いは何千本を電気発破によって、一回に爆破するのです。（昔は導火線発破だそうです。）

大切な点検作業

私は現場を担当するようになってからは、各坑に転勤になって、色々な採掘法を経験し、学びました。最後の現場は部下が三十数名で、アンダーカットと探鉱坑道、運搬関係でした。アンダーカットの準備坑道を掘る時は、一日に十五～二十の切羽を五、六人の発破作業者が穿孔発破するのです。その火薬類の使用管理、発破後の切羽の点検、使用薬量の過装薬か弱装薬かの点検をします。坑道掘進の場合は、穴尻が1/6位残る薬量が最もよく、天盤及び側壁をいためなかったようです。又潰し発破の時は、数屯の火薬で数万屯の鉱石を破砕するので、結線漏れとか断線、或は抵抗が計算より多く出て、それを調べるのに翌日までかかったこともありました。

いやいや働く仕事に事故はつきもの

火薬類の事故をなくすには、色々な方法があると思いますが、私のことだと考えています。

(1) 受渡しの確認
(2) 盗難事故に万全策
(3) 慎重なる火薬類取扱方法
(4) 火薬取扱規則の厳守
(5) 明るい職場作り

その他、いやいや働く仕事に事故はつきものです。監督者は、常に部下を大切にして、良い仕事をしたらほめることも大切です。又悪い仕事をしたら叱らず、よく教えてやることだと思います。常に現場を巡視して、ご苦労様の一言も大切なことです。又部下、上司を問わず悪いことをしたら（不安全行為）お互に注意しあって、事故のない作業をするように努めてきました。中には、部下に注意されるとご機嫌斜めになる監督者もいましたが、わからないことは部下からも聞いてやることも、人を扱ふ上には大事なことです。又小さな事故でも、事故が出たら各坑の現場担当者が集って、研究会を開き、事故の原因を調べて、二度と同じ事故を起さないようにしてきました。

毎日が緊張の連続

その他段取りの仕方、改善の仕方、人の扱い方等色々な教育を受けました。例えば相手が覚えていないということは、自分が教えなかったのだと、しばしば上司より言われました。落盤、転石、飛倒等小さな事故は二、三回ありましたが、それでもお蔭で、大きな事故はなく、二十三年間勤めた鉱業所を退社しました。そして四十八年四月に至り、現在の静甲工業㈱に入社して、今火薬類の取扱いをしているのです。鉱業所の坑内作業とちがって、砕石場の坑外作業は、落盤の心配もなく、視界も広く、危険度も少ないように感じます。然し発破の時思わぬ飛石を出したこともあります。薬量計算も大切ですが、岩質に合った薬量をきめることが、一番大切な発破方法だと思います。火薬類を取扱って二十六年間、恐ろしかったことも幾度かありましたが、大きな事故は一つもなく過してきました。これからも引き続き、事故のない取扱いをして行く決意でいます。それには、矢張り毎日毎日が緊張の連続であります。どうかこれからも宜しく御指導、ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。以上甚だまとまりのないことを書きましたが、受賞に当って私の未熟な経験と所感の一端をご披露申し上げた次第であります。

手帳制度について

静岡県火薬類保安協会が、昭和五十二年度に実施計画している各種の講習会は、おうむね次に示す「手帳制度」にのっとって、実施されるものです。特に火薬類取扱従事者手帳制度については、昭和五十三年四月一日よりは、本制度に基ずく手帳を所持しなければ、火薬類の取扱い作業に従事することができないので、充分注意して下さい。

記

(1) **火薬類保安手帳制度の要綱（抜粋）**

(一) **火薬類保安手帳交付資格**

火薬類取扱保安責任者免状を有している者で、社団法人全国火薬類保安協会の実施する再教育講習を受けた者、この場合において、昭和四十九年二月十五日以降昭和五十年六月三十日までに、火薬類取扱保安責任者試験に合格した者にあっては、昭和五十年七月一日から六月以内又は昭和五十年七月一日以降に火薬類取扱保安責任者試験に合格した者にあっては、免状の交付の日から六月以内であれば、本規定の再教育講習を受けたものとみなして、保安手帳を交付することができる。

(2) **再教育講習の受講義務**

火薬類保安手帳を有する者は、第一回の講習を受けた日から三年以内に、第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。ただし、保安協会が行う講習の日時等により、やむを得ないと保安協会が認めた場合の再教育講習を受けなければならない期間については、この限りでない。

(3) **保安教育講習の受講義務**

火薬類保安手張を有する者は、毎年一回以上の保安教育講習を受けなければならない。この場合において、再教育講習を受講した年は、保安教育講習を受けたものとみなす。

(二) **火薬類取扱従事者手帳の要綱抜粋**

(1) **火薬類取扱従事者手帳の交付資格**

火薬類の取扱い作業に従事しようとする者及び現に従事している者で、都道府県又は社団法人全国火薬類保安協会の実施する保安教育講習を受けた者。

(2) **保安教育講習の受講義務**

火薬類取扱従事者手帳を有する者は、二年に一回以上の保安教育講習を受けなければならない。

〝用語解説〟クラッシャーラン

県道路建設課　内田　弘

道路用砕石、JISA五〇〇一で定められているもので、品質と粒度が規定されている。現在はC－四〇、C－三〇、C－二〇の3種類がある。いわゆる一般に呼れている、四〇－〇、三〇－〇、二〇－〇である。静岡県の場合は仕様書で、三〇－〇の使用を規定としている。最近は全国的にも、最大粒径の大きい四〇－〇の使用は、施工性や表面の仕上り面からも安価でなければならず、クラッシャーランに細粒分を補足しなければ、加熱安定処理合材が粒度範囲を満足しないようでは、その可能性も少ないので、今後は加熱安定処理用砕石としての需要も検討する必要がある。

そこがききたいところ

裁判所民事調停委員
協会常務理事　小澤　進

保証人その二

身元保証人の責任

問　私は甲が就職するとき、何気なく保証人の印を押しましたが、甲は最近会社の金を横領し、しかも返済の能力もないのです。私はこの金を返済できません。私の責任はどうなるでしょうか？　又今後保証人をやめることができますか？

答　何気なく印を押したのだから、といっても保証人になるつもりで、印を押した以上、保証人としての責任を免れることはできません。しかし、いわゆる身元保証については、特別の法律があり、保証人の責任に制限を加えています。保証人が責任を負う期間は契約で特に定めなかった場合は、三年間（ただし商工業者見習者いわゆる小僧さんのような者は五年間）に限られますし、契約でこれより長い期間を定めようとしても、五年を超えることはできません。従って、この期間をすぎた後は身元保証の責任を負う必要はありません。さらに右の期間内であっても、あなたがつねに甲の横領金額を弁償しなければならないわけではありません。

会社自身が甲を監督するについて過失はなかったか、どうか、保証人が身元保証するに至った事情、会社における甲の任務の変化、その他一切の事情を考慮に入れた上で、裁判所は、保証人が責任を負わねばならない金額をきめるのです。それから、例えば甲が入社の時給仕であったが、その後会計係になったとか、遠方に転勤し、あなたの監督の目が届かなくなったとか、或は甲が最近まちがいをおこしそうな様子がみられたとか、いう場合には、会社はあなたにその旨通知する義務があります。そして、そのような通知を受けたときや通知がなくても、あなた自身でそれがわかったときには、身元保証契約を解除する旨を会社に告げて、それ以後保証人をやめることができるのです。あなたの場合も将来にむかってでしたら勿論この解除ができます。

甲がすでにおこした不始末によって、会社が受けた損害については、前述のように裁判所に決めてもらった金額を弁償することになりますが、その際にたとえば、会社が右に述べた通知義務を果さなかったために、あなたがもっと早やく契約を解除する機会を逸したというような事情がある場合には、責任が軽減されたり或は免除されたりすることになります。

トラックのあれこれ（続）

(3) トラックの（5t～8t以下）伸び率低下

中型のトラックは、昭和四十八年以来急激に伸び率が低下しています。これは土木関係の不況がある程度影響しているのでしょうか？

(4) 揺れ動く不況の波

以上の通り石油ショック以来自動車の保有台数は、微妙に揺れ動いています。傾向としては、保有総台数においては、確実に増加しています。然しその内容は、乗用車の堅調な伸びに対して、土木関係の中型トラックが激減し、不況の一端をのぞかせれば、一方中小企業に関係深い軽四輪が漸減し、これまた不況を反映しています。又三輪車は、時代の遺物と化し、昭和五十一年においては、表が示すとおり45％に落ち込んでいます。これはすべて輸出用であります。日本では三輪の時代は過ぎ去ったようです。なお、小型特殊車が漸減していることは、農家にまでも、不景気の波がおし寄せていることを物語っています。

(5) 輸送状況等

県トラック協会の調べによれば、昭和五十年度におけるトラック輸送実績は、一、七四〇万屯です。その内輸送品目の最も多いものは、紙、パルプチップ類で、全体の18％以上を占めています。次が石油類、木材、鉄鋼機械、セメントおよび自動車の順となっています。又輸送量の最も多い月は七月です。年間の約10％のものが、この月に輸送されています。逆に最も少ない月は十一月です。約6％強です。車の実働稼動率は、平均65％です。なお、一日一車当りの収入、トン数、走行数は、平均で次のとおりになっています。

記

一日一車当りの走行数　二一五キロメートル
〃　収入　二七、〇〇〇円
〃　輸送トン数　一二・七トン

追ってこの輸送実績数は、県下七〇〇台のトラックによる動態統計結果にするものですからお含みおき願います。

(6) ダンプカーの通報件数、取締り状況

ダンプカーの通報件数および取締り状況は、その筋の調べによれば、昭和五十一年は、通報件数は三五五件です。その内最も多いのが、積載重量違反の一九二件で、これは実に全件数の約55％に当ります。次が最高速度、駐、停車、整備不良の順となっています。又検挙件数は、総数二、二七三件で、この内最も多いのが、積載重量違反九三七件（40％）です。次が最高速度違反、一時停止違反の順です。この順位は、通報件数と全く同じです。いずれにせよ積載違反と速度違反を合せれば、全体違反件数の75％に当ります。この二つの違反が如何に多いかが改めて判ります。

次に最近五ケ年間における全車種に対する取締り状況をみれば、次表のとおりです。

昭和四十七年以降検挙告知総数は毎年増加の一途を辿ってきましたが、昭和五十一年に至って、はじめて約2％の減を示しました。しかしながらこれを内容的にみれば、各違反とも5％前後の減少を示している中にあって、積載重量（31％）、通行区分（38％）、この二つが大きく増加していることが目を引きます。

最近5ケ年間の取締状況（全車種）

違反種別＼年度	48年	49年	50年	51年
	（）は対前年減率（％）			
無免許	8,048 (△0.4)	8,077 (△22.3)	10,391 (10.1)	7,256 (△9.8)
酒酔	2,114 (△20.9)	2,672 (0.5)	2,660 (8.8)	2,042 (△3.4)
酒気帯	7,678 (30.8)	5,868 (91.1)	3,071 (36.4)	8,091 (5.4)
速度	164,848 (33.4)	123,588 (33.2)	92,775 (2.3)	155,457 (△5.7)
信号	9,286 (△4.9)	9,765 (6.7)	9,156 (15.1)	22,489 (4.8)
通行禁止	21,465 (△4.3)	22,440 (△0.6)	22,568 (20.0)	9,729 (4.8)
踏切	949 (47.5)	1,806 (△23.9)	2,374 (△18.9)	956 (0.7)
整備不良	5,497 (△10.8)	6,161 (120.7)	2,792 (165.9)	4,522 (△17.7)
通行区分	**6,000 (△11.7)**	**6,792 (△24.5)**	**9,001 (△15.1)**	**8,281 (38.0)**
積載重量	**6,093 (△38.7)**	**9,944 (20.3)**	**8,255 (4.8)**	**7,993 (31.2)**

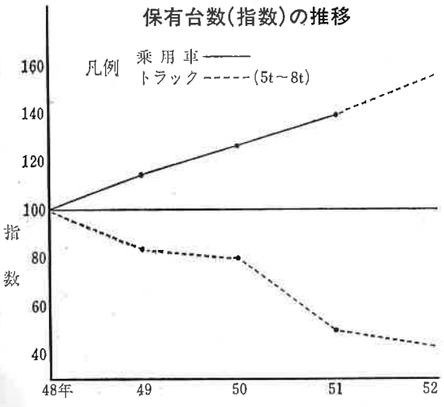
△印は減を示す

昭和48年～51年度静岡県自動車保有台数調

種類＼年度	48年 台	49年 台	50年 台	51年 台
総数	1,229,000 (100)	1,286,000 (105)	1,342,000 (109)	1,406,000 (114)
乗用車	387,000 (100)	442,000 (114)	495,000 (127)	545,000 (140)
トラック	151,000 (100)	163,000 (110)	169,000 (111)	172,000 (115)
〃 (5t～8t)	5,800 (100)	5,100 (88)	4,600 (80)	3,800 (65)
軽四輪	220,000 (100)	212,000 (97)	203,000 (93)	201,000 (92)
三輪車	3,200 (100)	2,400 (75)	1,800 (55)	1,400 (45)
小型特殊	23,500 (100)	22,400 (96)	21,800 (93)	21,400 (92)

註　上段は実数　　下段（　）がきは指数

保有台数（指数）の推移



官報

物価レポート77より

七月十三日官報資料版が伝えるところによれば、国民の最大関心事の一つである物価問題に対し、次のように強調しています。

(1)　今年が物価の安定基調をさらに確かなものとし、安定成長路線を定着させる年であること。

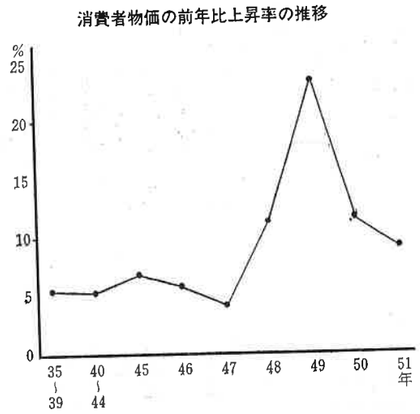
(2)　資源有限時代を迎えて、物価は上がりやすい環境になっており、こうした中で、物価安定を図っていくためには、従来と異なった新らしい対応が必要であること。

安定の兆をみせる消費者物価

昭和四十八年末から四十九年初めにかけて、石油危機をきっかけとした「狂乱物価」と呼ばれる物価の急上昇が見られましたが、あれからもう既に三年がたちました。この間消費者物価は次第に落ち着きを取り戻し、四十九年には前年同月比で、20％を超す上昇を示していたのが、最近では五十年十月以来一年半にわたってほぼ8％、9％台の上昇率で推移しています。この結果、五十一年平均の前年比上昇率は、9・3％と四年ぶりに10％を下回りました。

このように最近の消費者物価は、四十九年当時に比べると、随分落ち着いてきていますが、それでも四十七年以前に比べると、表が示すようになお、かなり高い上昇率です。政府は、これまで四十九年度、五十年度、五十一年度と三年にわたって、消費者物価の年度末の前年同月比上昇率について、いわゆる「物価目標」を掲げ、その達成に努力を払ってきました。その結果、四十九年度末の15％以下、五十年度末の一桁台の目標は、いずれも達成できました。五十年度末については、8％程度を見込んで、その達成のために努力を払ってきました。その結果何とか基調としては、安定化の方向にあるようです。又五十二年度末には7％台、五十五年度までには6％以下の水準にまで下げたいとしています。

消費者物価の前年比上昇率の推移



あとがき

ここに砕石だより第四号を送るに当り、漸くこのたよりのスタイルが定着しはじめました。即ち今後は、概むね次の項目により編集することになりますので、よろしく御協力願います。

記

1、県又は関係団体よりの寄稿文
2、協会員よりの寄稿文
3、協会事務局よりの報告、連絡事項
4、採石用語解説　5、官報資料より
6、そこが聞きたいところ
7、行事（研修、講習会、視察等）報告

なお、今回は静甲工業㈱勤務の照井氏より「保安功労賞を受けて」と題して、貴重な体験談、教訓をお寄せ頂き、感謝に堪えません。厚く御礼申し上げます。

（事務局長）

さい石だより

1977.9
第5号

静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

おしらせ

秋の全国交通安全運動
9月21日～9月30日
〝あなたのためです交通安全〟

第三回 業務管理者研修会

県講師　甲賀主幹
〃　清水砂防係長

八月三十一日、例年の通り第三回業務管理者のための研修会が静岡市私学会館大ホールにおいて開催されました。

この日は残暑厳しい折にもかかわらず約一〇〇名の方々が受研されて、大きな成果を上げました。特に回を重ねる毎に受研者の数も多ぐなり、御同慶に堪えない次第であります。県側の懇切ご丁寧なるご講義により受研者一同充分納得されたことと確信しています。

講義の中で主なる事項は次のとおりです。

記

1　県宛に提出される土地利用事業の承認申請と採石法による採取計画認可申請書とは表裏一体のものであって、決して別々のものではない。従って、土地利用事業の方は承認を取ったからあとはもう関係はないという性質のものではないので注意されたい。

2　採取計画図面と実施面とが違うことがあるが、これは明らかに違反行為であるので注意せられたい。

3　採取計画認可申請に当って、特に調整池、沈砂池及び沈澱池等の設置に当っては県側とよく折衝して納得の行く線で実施するようにせられたい。仮にも実施不能な計画をしないこと。

4　採取計画図面上の基点は現地においても必らず明示するようにすること。

5　土地利用事業の指導要綱第六条にいうところの「土石の採取にあっては一ヘクタール以上の一団の土地」の解釈については充分注意を払うこと。



研　修　会　風　景

禍福無門唯人所召

静岡県建設産業会議所会頭
中村一雄

これは、いまわが家の床の間に掛けてある掛軸の文句。「禍福には門無し、唯人の召す所」と読む。そもそも、門に禍がやってくる門とか福が入って来る門とかがあるのではない。同じ門に、禍を呼べば禍が来るし、福を招けば福がやってくる。禍福はあなたの望むままである。と訳すべきだろう。すなわち、暗いところばかり見つめている人間は、暗い運命を招き寄せることになるし、明るく、明るくと考える人間はおそらく運命からも愛されるだろう。

やはり中国の諺だが「人間万事塞翁が馬」というのがある。前者と関連をもった教訓ゆえ、その故事を紹介したいと思う。

中国における昔むかしのはなし。

北方の塞（とりで）の近くに占術をよくする老翁が住んでいた。その翁の飼っていた馬が、どうしたはずみか、塞（とりで）を越えて胡（えびす）の地へ逃げてしまった。皆が気の毒がって慰めると、翁は「なあに、これが福に転じないとも限らないて、そう悲しむこともないわい」と淡々としたもの。

果たしてそれから数カ月たったある日、逃げた馬が胡（えびす）の地の駿馬を連れて戻ってきた。

村の連中が「はてさて運の強いことよ」と言って祝うと、翁は今度は「ひょっとして、これが災に転じないと誰が断言できるか」と渋面をした。

案の定、乗馬好きの息子が、その馬を乗り回しているうちに、ふり落とされて脚の骨を折ってしまった。

友人達が見舞にかけつけると「いや、これがまた福に転じないとも限らんて」と言う有様。

それから一年がたった。胡（えびす）の人達が塞を犯して攻めてきた。青年達は手に手に弓をとって防戦したが、ほとんどの者が戦死した。しかしながら、翁の息子は不具者なるがゆえに戦えなかった。そのため親子ともども命を永らえたという。

さて皆さん、日常おこる禍福に、そのつど一喜一憂、ふり回されないで、禍に逢えば、之を福に転ずる努力をし、福が来たときは、宇頂点になることを戒め、常に信念をもち、潑溂として進もうではありませんか。

砕石業協会 バッチの募集について

当協会では、八月五日開催された合同会議において、事業の一つとして協会バッチを作ることに決定しました。このバッチの図柄を左記要領により広く募集しますから、どうぞ振って多数応募して下さい。

協会バッチ図柄応募要領

一、目　的　協会会員の親睦と団結を一層強固にするとともに、連帯意識の向上を図る。

二、資　格　各会員並びに会員の所属する会社員全員とする。

三、規　格

(1)　使用する用紙は、官製ハガキとする。

(2)　使用する色は、一色とする。（白黒を含む）

(3)　一人で何点応募しても差支ないが、一枚に一点とする。

(4)　バッチの図柄については別に制限しない。

四、選考方法　合同議に諮り、優秀作品七点を選び入賞とする。但し、一位のものを以って協会バッチの原形として採用する。

五、賞　金
一位　一〇、〇〇〇円　一点
二位　五、〇〇〇円　二点
三位　二、五〇〇円　四点

六、締　切　昭和五十二年九月三十日（当日の消印あるもの有効）

七、宛　先　静岡県砕石業協会事務局

賞金30,000円

八、公　表　「砕石だより」の正月号に入賞作品の公表をする。

九、その他

(1)　応募者は、住所氏名のほか、所属する会社名を記入すること。

(2)　応募作品は、原則として返還しない。

(3)　入賞の場合の版権は、協会に帰属する。

事務局よりのお知らせ

(1) 道路舗装部会砕石対策委員会社名きまる

兼ねてより懸案となっていました、道路舗装部会における砕石対策委員の会社名が、この程次の通りきまりました。これにより、地域別に舗装業者と砕石業者との折衝する機関ができたので、今後の活躍が期待されています。

記

区分	委員会社名
下田、西伊豆	丸三工業㈱
伊東、熱海	花菱合成㈱
三島、田方	海野建設㈱　管原建設㈱
沼津、御殿場	中林建設㈱　山本建設㈱
富士	臼井産業㈱　小林道路㈱
中部	㈱石井組　㈱中村組
	鈴与建設㈱　花菱合成㈱
島田	静和工業㈱
西部	大石建設㈱　大河原建設㈱
	須山建設㈱　神谷建設㈱
	㈱鈴木組　中村建設㈱
	㈱秋山組　㈱中村組

(2) 県民手帳の発行

県統計協会においては、例年通り昭和五十三年版の県民手帳の申込みを受付けています。希望者は便宜砕石協会で取りまとめますので、左記により申し込んで下さい。

記

1　県民手帳の発行予定　十一月上旬

2　単価　大判　三三〇円（9cm×14.5cm）
　　小判　二五〇円（7.3cm×12cm）

3　申込先　静岡県砕石業協会

4　締切日　昭和五十二年十月十日

5　手帳の内容
。最新の統計資料。　。住所録。
。日常生活に役立つ地震に対する心得。万年暦。その他一般。行事の紹介。（祭典、行事等）

〝用語解説〟 粒度調整砕石

県道路建設課
内田　弘

道路用砕石JIS A五〇〇一で定められているもので、品質と粒度の規定がある。単粒度砕石やクラッシャーランと異なるところは、粒度調整砕石は粒度調整工法に使用するもので、所定の粒度および含水量になるように調整されたものをいう。

現在はM－四〇、M－三〇、M－二五の三種類がある。いわゆる一般に呼ばれている、四〇－〇、三〇－〇、二五－〇であり、静岡県の場合は仕様書で、三〇－〇の使用を規定している。粒度調整砕石は、上層路盤に使用され、静岡県の場合は、昭和四二年度のアスファルト舗装要綱の改訂以来、上層路盤は粒度調整砕石に統一されてきたが、となりの愛知県では、粒調プラント（粒度調整するための混合ミキサー）の問題や砕石業界の事情もあり上層路盤は加熱安定処理工（クラッシャーランを主骨材とする）で行っている。

最近は舗装技術の進歩と共に上層路盤用の工法も、安定処理されたものが安定性、耐久性、強度の面からも見直されてきている。

そこがききたいところ

裁判所民事調停委員
協会常務理事　小澤　進

男心にご用心

金銭関係のトラブルと同様、男女関係のトラブルが多いのが世の常です。今回は、その男女関係で、よく耳にする問題をとりあげてみました。

問　五年前妻子のあるAと恋仲になり、必らず妻と別れるからと約束してくれたので、それを信用して、Aと深い関係となり、今までひきずられてきました。

しかし最近、Aの妻にこのことがバレてしまい、私達は引き離され、Aからは〝あなたとは結婚できなくなってしまったので、別のみちをえらんでくれ〟という手紙がきて以来、音沙汰がありません。

五年の間には、金などせびられたこともあり、いまさらながらAの裏切りに口惜くてならないのです。Aを結婚詐欺で訴えることはできないでしょうか？

答　独身だといって関係し、金品をとったのであれば詐欺罪（いわゆる結婚詐欺）として警察又は検察庁に告訴することもでき、又、裁判所に損害賠償の請求の訴えをおこすこともできますが、相手に妻子のあることを知りながら、恋愛関係に入ったのであれば、法律上は、責任の追求することは困難です。

Aが〝必ず妻と別れる〟と約束しても、それは〔善良な風俗に反するもの〕として法律上何んの効力もありません。ですからAが約束を破ったことについては、刑事上も民事上も訴えることはできないことになります。つまり、妻子ある人とそういう関係になる場合には、最悪の場合には、法律上何の保護もないということを覚悟しておかなければなりません。せびられた金品も、取り返えす方法はないことも覚悟しなければなりません。

このように法律上は、相手の責任を追求する権利はなくても、道義上、相手に何らかの責任があると思われる場合には、家庭裁判所の調停手続きをしてみる余地はありますのでやってみることも一ツの手段です。

もし裁判所で調停委員や裁判官が相手側に何らかの賠償させたほうが良いと考えれば、相手方を説得してくれるかも知れません。

砕石流通構造調査の結果より

はじめに

この調査は、通産省が昭和五十一年度流通合理化促進調査の一環として、全国五一六工場の砕石業者を対象に調査したものです。

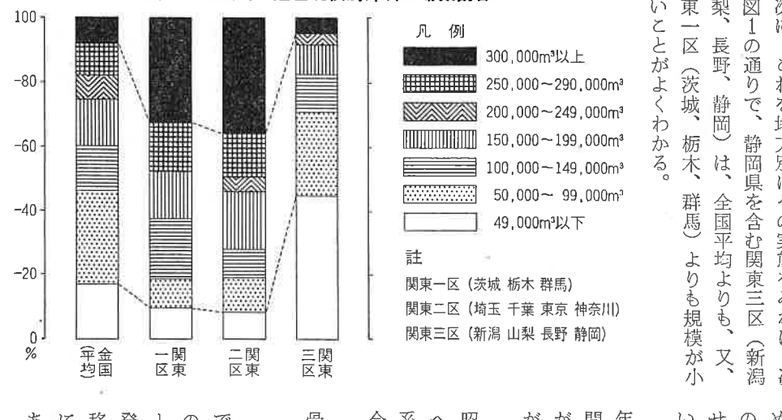
その調査結果について「日本砕石新聞」が報ずるところより概説すれば、次のとおりです。

規模の小さい関東三区

静岡県は砕石工場数並びに砕石年間生産量は、ともに全国第三十位前後に位して、その規模は小さい。

次に、これを地方別にその実態をみれば、次の図1の通りで、静岡県を含む関東三区（新潟山梨、長野、静岡）は、全国平均よりも、又、関東一区（茨城、栃木、群馬）よりも規模が小さいことがよくわかる。

図1　地域別の生産規模別砕石工場数割合



伸び率の高いコンクリート砕石

砕石の用途を道路用、鉄道用およびコンクリート用とすれば、最近における伸び率は、コンクリート用が全国的に高くなっている。このことは、静岡県においても顕著にあらわれている。（静岡県砕石販売実績報告書参照）

なお、この用途別生産量を示せば、次表―1のとおりである。

表―1　用途別砕石生産量

（単位 100万トン）

用途＼年度	道路用	コンクリート用	道床用かはば	合計
41年	91	24	12	127
42	102	32	16	150
43	127	47	21	195
44	133	56	23	212
45	160	70	25	255
46	172	80	28	285
47	186	115	30	331
48	203	132	30	365
49	206	140	30	376
50	180	130	31	341

今後の砕石の成長に期待

数多い建設材料のなかでも、砕石は量的に極めて大きなウエイトを占めている。現在、砕石の全国年間生産量は、約三億トン、砂利等を合せた建設用骨材の総量は、約七億トンに達している。

これは、建設用資材の普通鉄鋼材の生産量、年間八千五百万トン、又、セメント生産量、年間七千七百万トンと比較して、砕石の量的規模がいかに大きく、建設関連重要商品であることがよくわかる。

一方、このことを金額規模でとらえてみれば昭和五十年においては、窯業土木系が建設部門への出荷額は40％を上回り、木材・紙等の木質系材料が35％弱となっていることから、砕石の今後の成長が期待されるものである。

なお、通産省が昭和五十一年十二月発表した骨材需給見通し（試算）は表2のとおりである。

将来明るい展望の砕石業

この調査は、昭和五十一年一月から十二月までの一年間について調査したものであるが、そのうち「砕石業の将来の見通し」というアンケート結果によれば、「有望産業であり、現状で推発展が見込める」「安定産業であり、将来明るい展望が期待される。移するだろう」と答えた工場は40％に達し、特にこの40％の中には、静岡県が含む関東三区があることから、将来明るい展望が期待される。

必要な業界の体質改善策

必要な業界の体質改善策として、砕石工場が指摘していることは、「共同行為による市況対策」というのが最も多く59.8％、次が「業界の組織化」が47.8％、次が「輸送問題の解決」、「取引関係の改善」をあげている工場が、それぞれ17％である。

なお、「共同行為による市況対策」をあげている工場の多い地区には、関西、九州、中部、中国などがある。

「輸送問題の解決」17％というのは、予想外に低いが、関東一区、同二区、関西においては問題としている工場が多い。

表―2　骨材需給見通し（試算）

単位 100万トン
通産省資料（昭和51年12月）による

需要＼供給	種別用途＼年度	47年 数量	47年 前年対比	48年 数量	48年 前年対比	49年 数量	49年 前年対比	50年 数量	50年 前年対比	51年 数量	51年 前年対比
需要	コンクリート用等	484	116.1	539	111.4	475	88.1	446	93.9	456	102.2
	道路床道合計	241	112.6	260	107.9	250	96.2	223	89.2	240	107.6
		725	114.9	799	110.2	725	90.7	669	92.3	696	104.0
供給	河砂利	123	91.8	110	89.4	107	97.3	107	100.0	103	96.3
	山砂利	106	126.2	140	132.1	118	84.3	106	89.8	116	109.4
	陸砂利	109	128.2	113	103.4	84	74.3	80	95.2	84	105.0
	海砂	65	90.2	70	112.9	57	81.4	60	105.2	58	96.7
	小計	403	107.7	433	107.3	366	84.5	353	96.4	361	102.3
	砕石	298	125.7	341	114.4	339	98.5	297	88.4	313	105.4
	人工骨材	2	100.0	3	150.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
	軽量〃	5	100.0	7	140.0	6	85.7	5	83.3	6	120.0
	いさ等	17	113.3	15	88.2	15	100.0	12	80.0	14	116.7
	天然骨材	0		0		0		0		0	
	輸入										
合計		725	114.9	799	110.2	725	90.7	669	92.3	696	104.0

註　1　昭和51年度以降は見通し　　2　砂利には砂利、砂、玉石、玉砕を含む。
　　3　人工、天然は天然骨材換算

出かせぎ先は建設業が多い

出かせぎ先の産業は、建設業が65％と最も多く、次いで製造業の25％となっています。

前年に比べれば、建設業への出かせぎ者は12.3％の減少ですが、この反面、昭和四十九年、五十年と激減した製造業への出かせぎ者は、五十一年には12.9％の増加となりました。

出かせぎ者の主要供給源地帯である東北地方では、稲作が冷害のため、平年作を大幅に下回った為、同地方の出かせぎ者の動向が注目されましたが、前年の十三万三千人に対し、4.1％減の十一万七千人となりました。この減少現象は農業土木事業等により、地元における就労機会が増大したことなどの結果とみられています。

中高年令層に多い出かせぎ者

出かせぎ者の年令は、35才～49才層が45％を占めて最も多く、次いで50才～59才が25％を占め、これに60才以上の7％を加えると、これら中高年層が80％近くを占めることになります。又、家庭の中心である世帯主は68％を占めています。

就業形態の出かせぎ者も多い

農家世帯員の出かせぎ者は、昭和四十八年まで三十万人を数えていましたが、昭和四十九年には二十五万人、昭和五十年には十九万人となりました。その後、昭和五十一年には、前年を6.0％下回る十七万九千人と更に減少を示しました。この昭和五十一年における出かせぎ者について、農業とのかかわりをみると、日ごろ農業を主としている者が49％と最も多いが、近年、農業の機械化の進展や兼業化の進行により相対的に農業の比重が低下し、日頃、農業よりも農業以外の仕事に多く従事しているような就業形態の出かせぎ者の比重が高まって47％を占めるに至っています。

雇用情勢の低迷及び農家そのものの相対的な地位の回復もあって、農家人口の減少は鈍化したのです。

■官報より

農業就業者の減少鈍る

七月十三日「農家就業動向調査」の結果が官報により発表されました。それによると、我が国における総人口が増加を続ける中で、農業人口は年々減少を続けてきたのです。然し、その減少率が最近鈍化しています。

即ち、昭和五十一年一年間に減少した農家人口は三十一万七千人で、その減少率は1.4％でありますが、昭和四十五年では2.7％の減少率でありました。これは、いわゆる高度経済成長期において、大量の農家労働力が他産業へ流出し、同時に零細農家を中心とした脱農化がみられ、農家そのものの減少も加わって、農家人口は著しく減少したのです。然し、四十八年のオイルショックを契機とした、我が国経済の停滞と、その後の緩慢な景気の回復過程の中で、一段と

あとがき

今回は、静岡県建設業産業会議所会頭中村一雄氏より、お忙しい所を特に別項の如き、極めて時節がら格好の激れい文を頂き、感謝に堪えません。ここに厚くお礼申し上げます。又協会バッチの図柄募集を致しますので、ユニークな作品をどしどし応募されますようお願い致します。本年の砕石販売実績は、試算したところ、昨年より平均20％前後増加を示しています。下半期は、更に需要の伸びが見込まれます。

（山下事務局長）

1977.12
第 6 号
静岡市末広町110番地
(和光第2ビル内)
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

さい石だより

おしらせ

昭和53年1月27日開催される総会にはそろって出席しましょう



清家技監

十一月十八日第五回合同会議を開催しました。会議には、特に清家技監並びに坪井設計課長の御臨席を得て、大要次の如きお話しを頂きました。

期待される第八次道路整備五ヶ年計画

昭和二十九年を初年度としてスタートした道路整備五ヶ年計画は、愈々昭和五十三年度より第八次計画に入る。この計画施策の項目別事業費は、次表のとおりである。即ち、総額二八兆五〇〇〇億円で「道路交通の安全確保」をはじめとした御覧のような五本の柱について、夫々実施されるものである。特に県においては、県道、市町村道の整備に力を入れることから、砕石の需要は、かなりあるとみてよい。然しながら、も早や高度成長時代のような華やかなピークは、二度と望めない。今後は、需要と供給とのバランスが大切であり、このことが重要な課題となるだろう。

施策項目別事業費　　単位：億円

区分	第7次実績(48～52) 事業費	昭和52年度(当初) 事業費(A)	第8次五ヶ年計画(53～57) 事業費(B)	(B)/(A)
1. 道路交通の安全確保	37,500	8,600	69,900	8.1
2. 生活基盤の整備	43,900	11,000	75,600	6.9
3. 生活環境の改善	19,100	4,200	38,400	9.1
4. 国土の基礎の整備	33,100	7,200	56,600	7.9
5. 維持管理の等充実	24,900	6,500	44,500	6.8
合計	158,500	37,500	285,000	7.6



坪井設計課長

資材単価について

資材の単価の決定は、設計時の実勢価格できまる。ただ実勢価格の把握は、非常に困難で常に苦慮している。問題は、実勢価格には或る程度のズレが生じるので、これを防ぐのに調査を迅速にするようにしているが、来年度からは、この仕事を委託にすることも考えている。いずれにせよ、価格がきまる基は、業者自身である。どうか、各企業とも調査には、正直に正確な数字を提供して貰いたい。県は決して一方的にとか、独善的なことはしないつもりだ。協力にお願いする。

大きな成果（割栗石の使用）

砕石協会が一、二年来要望し続けていた割栗石の使用については、二度にわたる実態調書等の結果、月別生産量、埋蔵量及び価格の点についても、ほぼ満足した資料を得た。又一部地区については、現地調査も実施した。その結果、静岡以東について、今後は割栗石を使用することに決定したので、関係企業は、生産等について協力をお願いする。

透水性アスファルト舗装

県道路維持課
係長 渡辺高行

これまでの舗装技術は、舗装の耐久性向上を意図して、水密性に優れた材料および構造とする技術の上で推進されてきた。したがって舗装面積が拡大されれば、それだけ地中への雨水の還元は阻止されることになった。特に人口密度の高い大都市にあっては、雨水の大部分が表面排水として処理され、地中への還元は微々たるものとなる。このことは地下水位の低下や下水道施設等の負担を増大させるだけでなく、土壌水分の不足、地中温度の上昇、地中酸素の欠乏等、生態系に悪影響を及ぼしている。さらに地下水の過剰利用による地下水の低下によって、地盤沈下、都市河川水源の枯渇、海水の逆浸透による地下水の塩水化等多くの問題を惹起させた。

そこで近年、降雨を地中に還元させる機能を有する透水性舗装が着目されるようになり、アメリカを始め、多くの国で研究施工されるようになって来た。

我が国においても、数年前から東京都や日本道路建設業協会をはじめ、各方面で歩道舗装を中心に都市緑化政策の一環として施工されるようになって来た。

今回は街路樹の保護育成を目的にして行なわれた東京都の試験舗装を参考にして、この舗装の概要を紹介したい。

(1) 構造設計について

透水性舗装の構造設計は、路床、交通量、環境、材料等の条件で定まるもの以外に、降雨を処理、貯留するため舗装体内に十分な間げき容量を持たせる必要がある、つまり雨量と路床からの浸透量の差を舗装体内に一時的に残留させるような構造とする。したがって透水性舗装の設計にあたっては、路床の浸透速度をあらかじめ知っておく必要がある。東京都の試験舗装に用いた構造を（図－1）に示す。

(2) 舗装材料について

従来歩道舗装の路盤には、粒度調整砕石が用いられて来たが、前述したように透水能力、貯水能力を高めるためにも、路盤の空げきは安定性を妨げない範囲で大きくしておくことが望ましく、現状ではクラッシャーランが適している。特に歩道用路盤としては路盤の仕上り面を考慮して（C－二〇）が望ましい。

透水性舗装用アスファルト混合物は、水と空気を自由に通す混合物であるから、混合物の耐久性、耐水性については十分考慮しなければならない。特にアスファルトの材質は影響が大きいことから、ストレートアスファルトの外、消石灰、合成ゴム、樹脂入りのものが現在試験的に施工されている。なほ混合物の最大粒径は一三㍉と五㍉の二種類があり、二・五㍉の通過率はいずれの場合でも一〇～二〇%の範囲である。

試験舗装に用いられた路盤材料、表層用材料の性状及び粒度を（表－1）（表－2）（図－2）（図－3）に示す。

(3) 施工上の問題点

試験舗装の路盤材としてクラッシャーラン（C－四〇）で施工されたが、材料分離の傾向がみられ、また表面の平担仕上げが比較的むずかしく、出来れば最大粒径は小さなものが望ましい。又、アスファルト混合物は、ほとんど砂分を含まない単粒度の粗骨材が主体となる開粒度の混合物であるため、一般の混合物に比べ骨材が過熱しやすく、また人力施工であることから敷きならし時における混合物の温度低下が大きく、舗設には十分な注意が必要である。

(4) むすび

現在舗設されている透水性舗装は、今のところその供用性は良好であり激しい降雨においても滞水現象はほとんどなく、歩道としての効用は満足している。またこの工法はまだ歴史が浅く、経験の積み重ねが重要であり、今後とも試験範囲を広げ、その供用性能と街路樹に与える効果等についてさらに検討していく必要があろう。

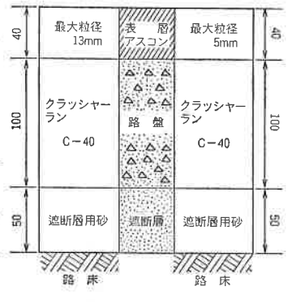
表－1　路盤材料の性状

試料名	呼び名	比重 表乾	比重 見かけ	吸水量(%)	単体重量(kg/m³)	すりへり減量 粒度区分	すりへり減量 減量(%)	安定性(%)
クラッシャーラン	C－20	2.625		1.01	1.751	13－5	19.8	3.8
〃	C－40	2.638		1.01	1.871	13－5	18.4	5.8
粒調砕石	M－25	2.622		1.01	1.769	13－5	18.5	1.1
〃	M－40	2.625		1.07	1.756	13－5	17.6	1.4

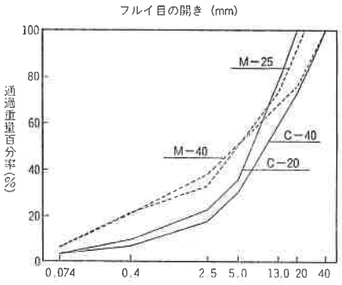
表－2　表層用材料の性状

試料名	呼び名	比重(g/cm³) 表乾	比重(g/cm³) 見かけ	吸水量(%)	単体重量(kg/cm³)	すりへり減量 粒度区分(mm)	すりへり減量 減量(%)	安定性(%)
砂利	6号	2.643		0.71	1.511	13－5	16.7	1.7
〃	7号	2.642		0.80	1.481	5－2.5	20.7	0.9
砂		2.619	2.665	1.07	1.630			3.0
スクリーニングズ		2.564	2.632	1.65	1.805			0.8
石灰石粉			2.704	0.13				
消石灰			2.236	0.11				

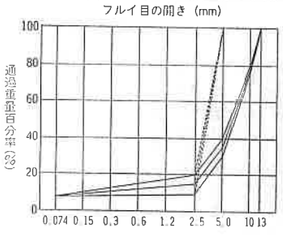
図－1　試験舗装の構造



図－2　路盤材料の粒度分布



図－3　実験に用いた混合物の粒度



〃用語解説〃 塑性指数（PI）

塑性指数は、PIの記号で表わされる。道路用砕石では、塑性指数を規定しているものが多い。

特に問題となるのは、粒調調整砕石、クラッシャーランであり、舗装のクラックにつながることが多いので注意する必要がある。

過去において、一五〇号小笠バイパスや修善寺下田線で大規模なクラックが舗装表面に発生したときの原因の多くは、塑性指数が規定を外れていたものである。

特に地下水位の高いところ、山側からの浸透水のあるところ等、路盤含水比が高くなることが予想されるところで塑性指数の規定の重要さがわかる。

塑性指数は、液性限界と塑性限界の差で求まるが、わかりやすく言えば、泥けのことであり、泥けが少ないほど良いので、砕石製造工程で土抜き装置、降雨後の砕石等には、特に注意をはらうべきである。

歴青安定処理工法

県道路建設課
主任 内田 弘

はじめに

昭和四十二年のアスファルト舗装要綱の改訂以来、県が上層路盤に粒度調整砕石工法を採用してから約十年を経過したが、砕石工場における粒調プラント設備の老朽化および省資源などの問題が生じている。また最近における舗装技術の進歩は特に目覚しく、舗装の構成において、等価換算の概念を導入して以来は、構造設計の合理化と共に路盤の安定処理化が進んでいる現状である。

以上のような諸問題を検討した結果、路盤の歴青安定処理工を五十三年度より採用することにしたが、全面的に上層路盤を歴青安定処理工に変更することは、道路の改良工事との関連もあって、約一～二年の調整期間が必要と思われる。

歴青安定処理工を採用することによって生ずる利点は、次のとおりである。

① 舗装構造設計の合理化
② 舗装厚さの低減（省資源）
③ 耐久性、平担性、たわみ性および施工性にすぐれている
④ 早期に交通開放ができ、工期の短縮が図れる

概説

歴青安定処理工法とは、一般に現地材料（山砂利、山土、川砂利等）またはこれに補足材料を加えたものに、歴青材料を添加して加熱又は常温で処理する工法を言う。歴青材料としては、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤、カットバックアスファルト、舗装タールなどがある。

歴青安定処理工には、表層基層用の現有アスファルトプラントを利用することから、加熱混合により処理する工法すなわち加熱歴青安定処理工法を採用する。

材料の選定

(1) **ストレートアスファルト**

一般には、表層基層と同一の針入度のアスファルトを選ぶ。県としては、針入度六〇／八〇のアスファルトを使用する。

なを最近は、表層基層に改質アスファルト（粘度等級アスファルト、ゴム又は樹脂入りのアスファルト）や針入度四〇／六〇のアスファルトが、重交通道路における耐流動対策として用いる場合がある。

（注）骨材の細粒分が多く、その塑性が高い場合は、針入度の大きいアスファルトを用いる場合もある。

(2) **骨材**

この項目は、砕石協会に関係が深いので詳細に述べる。

アスファルト舗装要綱では、概説にも述べたように、現地材料又はこれに砕石、スラグ、砂、スクリーニングスなどの補足材料を加えて合成したもので、著しく吸水性の大きい骨材、過量の軟石、シルト、粘土などを含まず、〇・四㎜ふるい通過分のP1（塑性指数）が9以下であること。また望ましい骨材の粒度範囲を次のように規定している。

表—1
歴青安定処理の望ましい粒度

通過ふるい目（㎜）	ふるい通過重量百分率（%）
40	95 ～ 100
20	50 ～ 100
2.5	20 ～ 60
0.074	0 ～ 10

県が採用する加熱歴青安定処理工について以下述べる。

① **骨材**

現有アスファルトプラントを有効に利用するため、最大粒径を30㎜以下とすることが、アスファルトプラント操作上必要である。また混合物の分離防止、仕上り面等についても有利である。

骨材は、県の舗装工事標準仕様書第2章第1節第2条によるクラッシャーラン（C—三〇、最大粒径三〇㎜以下）を使用する。表—2に粒度を、表—3に品質規格を示す。

表—2　粒度

ふるいの呼び名（㎜）＼粒度範囲（㎜）		ふるいを通るもの		
呼び名		40	30	20
C—30	30～0	100	95～100	55～85

重量百分率（%）			
5	2.5	0.4	0.074
15～45	5～30	0～18	0～10

表—3　品質規格

	試験方法	規格
塑性指数	JISA 1205 JISA 1206	6以下
修正CBR	アスファルト舗装要綱	20以上

② **補足材料**

クラッシャーランの細粒分の補足材料として、スクリーニングスを計上する。表—4に粒度を、表—5に品質規格を示す。

表—4　粒度

ふるいの呼び名（㎜）＼粒度範囲（㎜）		ふるいを通	
呼び名		5	2.5
F—2.5	2.5～0	100	85～100

るものの重量百分率（%）			
0.6	0.3	0.15	0.074
25～55	15～40	7～28	0～20

表—5　品質規格

	試験方法	規格
塑性指数	JIS A 1205 JIS A 1206	4以下

③ **加熱歴青安定処理工の配合比**

県内には、砕石の比重（表乾比重）が三・〇程度のものと、二・六五程度のものと二種類に大別される。

従って、混合物の配合比も二種類に区分される。表—六に混合物の配合比を示す。

表—6　加熱歴青安定処理混合物の配合比

砕石比重（小）

名称	規格	配合比
クラッシャーラン	C— 30（30～0㎜）	92.0%
スクリーニングス	F—2.5（2.5～0㎜）	3.8%
アスファルト	針入度 60／80	4.2%

砕石比重（大）

名称	規格	配合比
クラッシャーラン	C— 30（30～0㎜）	93.3%
スクリーニングス	F—2.5（2.5～0㎜）	3.3%
アスファルト	針入度 60／80	3.4%

④ **骨材にクラッシャーランを採用した理由**

加熱安定処理工用にクラッシャーランを設計する理由としては、㋑等価換算係数〇・八以上、マーシャル安定度三五〇kg以上を確保できる、㋺現在販売されている骨材で安定した材料供給が期待でき安価である、㋩山砂利や山土にくらべて、アスファルトプラントでの品質管理が容易である、㋥骨材の品質が安定していて、細粒分が少ない、㋭所要アスファルト量が少なくてすむ。などである。

⑤ **クラッシャーランの望ましい品質**

舗装工事標準仕様書に規定されているものではならないことである。またアスファルトプラントの混合物生産量と現場でのアスファルトフィニッシャの能力との関係を調整すること。一般にフィニッシャの能力が大きいので連続作業を行なうためには、作業速度を落す必要がある。

締固め作業は、敷ならし終了と同時に始めなければならない。締固め温度は高いほどよいが、舗設した混合物の表面にヘアークラックが生ずる。混合物の温度が一六〇～一四〇℃程度であれば、初期転圧のマカダムローラあるいはタンデムローラの進入には支障がない。

表—7　粒度規格の比較

区分	呼び名	ふるいの呼び名（㎜）＼粒度範囲（㎜）	ふるいを通る 40	30
道路砕石 JISA 5001	C—30	30～0	100	95～100
舗装工事標準仕様書	C—30	30～0	100	95～100

ものの重量百分率（%）				
20	5	2.5	0.4	0.074
55～85	15～45	5～30	—	—
55～85	15～45	5～30	0～18	0～10

問題はない。特に県が舗装工事標準仕様書で規定している事項は、道路用砕石のJIS規格と異なり、将来の歴青安定処理工移行を予想して、細粒分の二・五㎜以下の粒度を規定していることである。表—七に道路用砕石JISA五〇〇一（アスファルト舗装要綱と同じ）と舗装工事標準仕様書の粒度規格の比較を示す。

表—8
マーシャル試験に対する基準値

交通量の区分	A・B・C・D
マーシャル安定度（kg）	350以上
フロー値（1／100cm）	10～40
空隙率（%）	3～12

等価換算係数	0.8

(3) **配合設計**

配合設計の方法は、表層基層における方法と同様である。現場配合におけるアスファルト量の決定は、マーシャル安定度試験およびアスファルトプラントで試験練りを行なって決定する、（アスファルト舗装要綱参照）、

マーシャル安定度試験の基準値は表—八に示す。なを配合設計（マーシャル安定度試験）におけるアスファルト量の決定は、基準値の共通範囲内で経済性、施工性を考慮して決定するが、一般に最大安定度のときのアスファルト量を採用することが多い。

(4) **施工**

表層基層工と同様であるが、特に注意すべきことは一層の仕上り厚（一層転圧厚さ）さが、一〇cmをこえてクラッシャーランの望ましい品質は、㋑施工性、平担性および混合物の分離に問題がない範囲で、細粒分が少ないこと、㋺吸水性の大きい骨材は水分が抜けないおそれがあるのでなるべくさせる、㋩混合物を転圧したとき、骨材が破砕およびアスファルト被膜が分離しない、などである。

全国採石研修会

県砂防課
技師 斉藤昌之

はじめに

昭和五十二年七月、資源エネルギー庁等が主催する全国採石研修会に参加する機会を得た。講義の中で、特に採石業の基本的な項目について、その概要をお知らせすることにする。多少ともお役に立つことがあれば望外の喜びである。

(1) **昭和五十一年度商品別（砕石）流通構造調査の結果について**

この調査は、昭和五十一年度に通商産業省が、㈱産業材料研究所に委託して、実施した流通合理化促進調査の「砕石製造」に関する部分を抜粋したものである。

① **砕石製造業の創業時は比較的新らしい**

砕石業の創業は比較的新らしく、昭和三十年代の企業が三五%と最も多く、ついで昭和四十年代が三二%と、三十年代以降を合せると六七%と、過半数を占める。地域的には、関西が砕石業の先進地である。又企業形態は、株式が圧倒的に多く、八四%である。

② **砕石業は中小企業**

資本金についてみれば、最も多いのが一、〇〇〇万円～三、〇〇〇万円未満で三四%を

占め、一、〇〇〇万円未満五〇〇万円未満を合せれば、六七・六％と過半数を占める、又従業員数についても、二〇～四九人規模の企業が三七％と最も多く、次が一九人以下で、五〇人未満を合せれば六四％となる。なお工場数は、一社一工場のみの企業が圧倒的に多く全工場の¾を占めている。

③　兼業の多い砕石業

兼業のある企業と、ない企業との割合は、六：四である。（静岡県の場合は七：三）兼業のない砕石専業企業の多い地域は、東北、四国、九州などである。砕石業以外の兼業で最も多いのは、建設業続いて砂利業、生コン業の順である。

④　年間の出荷規模二〇万㎥未満は七〇％を占める

年間出荷規模一〇万～一九、九万㎥の企業は、¼を占め、次いで五万～九九万㎥、五万㎥未満の順で、二〇万㎥未満を合せれば、七〇％を占める。五〇万㎥、一〇〇万㎥といった多量の出荷をする企業は、関東、中部地方に多い。静岡県の場合は、二〇万㎥未満が大部分で、実に九〇％を占めている。なおこのことは、砕石だより五号の砕石流通構造調査結果と題して掲載されているので、参考にされたい。

(2)　降雨時に流出する汚濁水等に対する措置

露天採掘は、採掘方法の如何にかかわらず採石場には、剥土箇所、切羽、運搬道路など降雨時に汚濁水を流出させる要素は、至るところに存在している、降雨時に採石場から流出する汚濁水の処理は、浮遊物質ばかりでなく、荒目の土砂粒を除去することが大切である。山元に沈澱池を設置し、流出する汚濁水を集水して、沈澱池へ導き処理する方法が一般的で簡便である。なお採石場が相互に隣接している場合は、個々の事業場で沈澱池を設けるよりも、適当な位置に共同処理施設としての沈澱池を設置し、各事業場からこれに至る導水路を完備して、汚濁水の共同処理を行なうことが合理的である。流出する汚濁水は、積込地、砕石場運搬道路などから、直接附近に溢流して汚濁を広げることが多いので、必らず道路には、側溝を設けて沈澱池へ導水しなければならない。

(3)　採石跡地の保全のための採取計画

最終残壁の形態の設計については、採掘諸元によっても相違があると思われるが、斜面の安定を優先して、考慮すべきである。終掘時の跡地の状態を定めれば、採石地の可採量が算出でき、操業に対する適正な投資も行ない得る。終掘時の最終残壁の位置、形態を確定して、どこからどのようにして採掘して行くか、合理的に採掘計画を立てて、採掘を進めて行くのが常道であろう。採石跡地の保全のためには、開発当初において、終掘後のことを想定して開発計画を考え、最終残壁の位置並びに形態を定め、これを基礎にして採掘計画を立てて、採掘を進めるようにすることが大切である。露天採掘による岩石の採掘は、採掘方法の如何にかかわらず、頂部から採掘して次第に下方へ移行するのが原則である。そして上部の採掘が最終残壁位置まで到達したときに、その都度正しく整形して造成してゆくようにするのである。小段に植栽するのもその時点で施工してしまえば、残壁造成作業も植栽作業も容易であろう。容易であれば、経費も安くてすむと考えられる。このように最終残壁の位置と形態を設計しておいて、適正な順序で採掘を行なってゆくならば、終掘時には、安定した残壁に植栽を完了した状態で、採掘跡地ができることになる筈である。

(4)　砕石業の近代化

昭和四十一年から近代化促進法の指定をうけ、企業の個々の体質は改善されたが、業界全体としての近代化には多くの問題を抱え過ぎている。現在すでに共販組合、共同原石山の開発などの計画が進められている地区もある。可能な部分から事業の共同化、集約化、技術改善等により、経営基礎の強化、適正規模化を推進し業界全体の構造を慎重に研究し、状勢の変化に対応していかなければならない。

砕石業は、社会公共資本の整備充実に、必要不可欠な基礎産業である。昭和五十年七月一日近促法の一部改正に伴ない、砕石業も必要に応じ、近い将来構造改善事業の方向に進むものと考えられる。

構造改善の現在に至る経緯

(イ)　砕石業は、昭和四十一年四月に近促法の指定業種となり、昭和四十二年度から昭和四十六年度までの五ケ年間、近代化計画を作成し個別企業の近代化を図った。この期間の近代化計画の目的は、増大する骨材需要に対処して、個別企業の企業規模、生産能力の拡大を図ることであり、その目的はほぼ達成された。

(ロ)　昭和四十七年度から砕石業は、近代化計画を単年度つづ延長していく、所謂〝ころがし〟業種〟となり、昭和四十九年度まで年度毎に近代化計画を作成した。この期間の近代化計画の目的は、企業経営の合理化、流通体制の整備を図ることにあったが、その達成状況はかばかしくなかった。

(ハ)　昭和五十年七月近促法が改正されたことに伴ない、昭和五十年度から五十二年度末までの三ケ年の近代化計画を作成した。この期間の近代化計画の目的は、現在までの近代化計画の実施項目のうち、遅れている部分を促進させるとともに、特定業種移行への基盤整備を図ることにある。

註　近促法（中小企業近代化促進法）とは、国民経済の発展向上に重要な係りを有する業種（業種）を指定し、近代化指定を行なうとともに、金融、税制上の助成策を与え、当該産業の健全な発展を図ろうとするものである。

そこが聞きたいところ

裁判所民事調停委員
協会常務理事
小澤　進

(1)　借金の利息の限度

最近新聞紙上などで、よく見受けられるものの一つに、サラリーマンローンで借金をし、その利息が雪ダルマ式となり、一家が離散又は自殺などという悲劇が報ぜられています。そこで、今回は借金の利息の限度について、とりあげてみました。

問　私は甲から金を借りようとしましたが、月五分の利息で貸すといわれました。法律では、利息がどのようにきめられているでしょうか？

答　利息制限法によると、金貸しを業とする人でも、普通の人でも、金を貸す場合は、利率の最高限度は、十万円未満が年二割、十万円以上百万円未満が、年一割八分、百万円以上は、年一割五分ときめられ、この利率をこえた利息の約束をしても、裁判上は、右の利率までしか請求できないことになっています。これは裁判をして、強制的にとることはできないという意味です。従って、借主が約束どおりに払ってしまうと、あとになって超過分を返えしてくれということはできません。

しかし、どんなに高い利息でも受けとってしまえば良いというわけではなく、日歩三十銭（月九分）以上の利息をとると、たとえ借主がこれを承認して仕意に払っている場合でも、債権者は、「出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律」によって、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。

(2)　財産の名儀変更をして、貸金を支払わない債務者に対しては、どのような措置をとったら良いか？

問　A商店に品物を売りましたが、その代金を支払わないので、代金請求の訴をおこし、勝訴の判決が確定しました。ところがA商店は、名儀を第三者に変えたり、不動産を子供の名儀にしたりしてしまいました、どうしたらいいでしょうか？

答　債務者が自分の財産をへらすような行為をして、債権者がそのため十分に金を返してもらうことができなくなったときは、債権者は「詐害行為の訴」をおこして、その行為の取消を求めることができます。先方は、明らかにあなたからの追及をまぬかれるために、そのような行為をしたと思いますが、あなたとしては、財産の新らしい名儀人となった人を相手として、訴訟をおこし、その行為の取消とその財産をあなたに引き渡すべきことを求めることができます。なおその間に更に第三者に権利が移つると困りますから、その財産について贈与、譲渡などの一切の処分をしてはならないという〝仮処分命令〟を裁判所に申立てることです。場合によっては、現在の財産の名儀人は、あなたを害するという事情を知らなかったかも知れませんが、少くともあなたから金を借りている（商品代金）人は悪意でやったことですから、あなたはそれを証明すれば良く、現名儀人は、事情を知らなかったことを自分で立証しなければ、財産返還の義務をまぬかれることができません。なおA商店が会社組織ならば、その会社の営業の重要な部分を他に譲渡したり、又第二会社を作ったりした行為も、取消の対象になります。本件のような場合は、はじめ代金請求の訴訟をおこし、勝訴の判決があった時、その判決ですぐに強制執行（差押）をやれば良かったのです。

運営審議委員長談

山崎委員長は、去る十月二十七日開催された委員会の席上、大要次の点を強調しながら挨拶しました。

はじめに

私がこの仕事をお引受けしてより、丸一年を経過しようとしています。その間、あまり目ざましい仕事もしないではないかと、お叱りを受けるかも知れませんが、これは一つには、構造不況時代を迎え、大変むつかしい時に当った為もあったからと、自からを慰めています。いずれにせよ、皆様方の御協力を得ながら、私なりに一生懸命やって来たつもりです。皆様方今後ともどうぞ御叱咤、激励を御願い申し上げます。

(1)　値戻し値上げについて

御承知の通り、本年は二月、十月の二回に亘り、砕石単価の値戻し、値上げ運動を展開しました。その結果は、甚だ遺憾ながら二月の値戻しについては、大きな成果は得られませんでした。然し十月の値上げについては、東部地区をはじめ、西部地区においても平均一〇％の値上げが得られ一歩前進したということで、更に今後に期待をかけるとともに、今まで通り舗装部会との二人三脚方式により、共存共栄の道を進みたいと考えています。

(2)　接点の問題について

この問題については、各地区において夫々当事者同志が根気よく折衝を続け、特に単価の調整或いは荷の配分等について、きめ細かい折衝の段階にあります。今後更に大きな進展がみられるとと期待しています。

(3)　物価版対策について

県における砕石設計単価をきめる方針は、業者の内情を勘案して決めるのではなく、あくまで実勢価格を基にしてきめる方向に、大きく変ってます。従って一社の異端者も許されません。異端者が出れば、それが即、価格に影響します。積算と実勢との格差の大きい地域では、オーバーした分は当然削られるのです。幸いにして、物価版の当事者は、砕石業者に対して協調的であり、又舗装業界においても協力的でありますので、お互いが納得の行った、正しい姿が鏡に映し出されるよう努力しましょう。単価の根拠は、物価版にあることをここに声を大にして申し上げ、一段と認識を新たにしたいものであります。

(4)　割増石使用の成果について

割増石の全面使用については、ここ一、二年来当局に対し要望してきたところであります。県は、今回割増石見積価格調査の実施、続いて一部工場（沼津地区、富士地区）の現地調査をしました。その結果は、ほぼ満足した結果が得られたようであります。今後の見通しは、明るいと観測しています。これは県当局と協会常務理事の積極的な姿勢の賜と深く感謝している次第であります。

昭和五十二年をかえりみて

協会常務理事　小澤　進

はじめに

愈々昭和五十二年も余すところ、残り少なくなりました。この一年をかえりみる時、次のことを深く感じる次第です。この増刊号を出す機会を促え、私の所感の一端を申し述べ、併せて日頃の皆様方の御協力に対し、心よりお礼申し上げる次第であります。

1　事業計画の完全実施

昭和五十二年度は、日本砕石協会より離れて県独自の協会を設立したものの、果して事業計画が消化できるや否や、不安の裡にスタートを切ったのでした。

然しながら、周知の如く、理事並びに運営審議委員の皆様方の強力なるバックアップをはじめとして、事務局の助けをかりながら、どうにか事業計画のすべてを消化することができました。とかく事業計画は、計画倒れの多い団体をみる中にあって、誠に御同慶の至りに存じる次第であります。

2　座談会がもたらしたもの

昭和五十二年六月六日、県当局と砕石協会役員との間に、待望の座談会を開くことができました。御承知のとおり、この種の会は異例のことでありまして、座談会の内容の成果もさることながら、もう一つには県当局者と親しく膝を交えることとじたいが、大きな成果と言えます。この両者の橋渡しが、今後の諸問題解決に大きな力となるからであります。座談会の結果は、土地利用申請における提出書類の軽減、窓口一本化の実践、並びに鉱さい問題等々稀にみる大きな成果でありました。今後においても是非、この種の会を持ちたいと考えています。

3　土地利用対策に専念

終りに、昭和五十三年度の抱負を少し申し上げます。それは、この一、二年来交渉を続けてきた土地利用問題であります。

御承知の通り、土地利用の申請に当っては、どの会社も、大なり、少なりの問題点を抱え、その措置に苦慮してきたのであります。このまま推移する時は、今後においても同じことをくり返すことになりましょう。昭和五十三年度こそは、この問題を重点に、事務局とともども解決しなければなりません。建設と自然破壊との両刀を持った砕石業者の生きる道を、今こそはっきりと確立させる為に、私は微力を捧げ、頑張りたい所存です。どうか、各位におかれてもよろしく御協力下さいますようお願い申し上げる次第です。

砕石業をとりまくもの

(1)　深刻化する砕石業

昭和五十年度を底とする砕石の販売実績は、図が示す通り、昭和五十一年、五十二年と漸時回復の兆をみせています。然しながら県当局が近く実施する、加熱安定処理工の問題、鉱さい進出の問題、共販体勢の動き、更には砕石価格の問題等々が絡み合って、砕石業の行く手は、依然として厳しいものがあります。

(2)　販売実績量は20％伸びたけれど

昭和五十二年の砕石販売実績は、八月までに既に図が示す通り前年比約20％強の増を示しました。これは国、県が工事の早朝発注をはじめ公共事業に対し、思い切った積極策をとったあらわれです。然しながら、依然として建設業部門の倒産件数は多く、失業者も減少しない、この構造不況下にあっては、建設省の試算による骨材需給の見通し、或は砕石流通構造調査の結果に出ている明るい面とはうらはらに、今一つさえないところであります。特に砕石価格の問題は、すでに企業努力や姑息な手段で解決できる段階ではなく、早急に構造改善等の手段に移行する時であります。

(3)　地域的に効果のあった砕石価格の値上げ

昭和五十二年三月及び十月の二回にわたって、砕石価格の値戻し、値上げ運動を実施しました。特に十月は、道路舗装部会における砕石対策委員の会社も決定したことから、各地区において、活発な折衝が重ねられ、或る程度の成果を上げました。

(4)　高炉メーカーの動き活発

高炉スラグの骨材利用については、関西地区から可成り具体化が進んでいるようです。セメント新聞が報ずるところによれば、神鋼、中山、新日鉄の三社は、来年度中には、三社で十三万五千トンの生産体制が確立する予定と伝えています。砕石業界では、高炉スラグ粗骨材と路盤分野で競合していたが、JIS化を契機に生コン分野への本格的進出に対し、危機感を強めているようです。砕石業界は、再資源の利用という点で、スラグの分野について、調整を望む声が強くなっています。一方日本砕石協会関西地方本部では、スラグ問題について、その対応策を急ぎ、スラグメーカーからも関係者を招き、スラグ粗骨材の状況把握に努めるとともに①スラグは、高炉の立地条件から港湾関係工事、あるいは湾沿いの生コン工場等にできるだけ活用して慾しい②共存共栄という観点から、分野調整について監督官庁の指導を仰ぎたい、としています。今のところ、高炉スラグ骨材の量そのものが徴々たるものである為、これといった問題は表面化していないが、行政による高炉スラグ骨材を含めた骨材総合施策を望む声が多いようです。

なお現在各製鉄所では、JIS化作業が進められ、昭和五十三年中には、制定される見通しと聞いています。

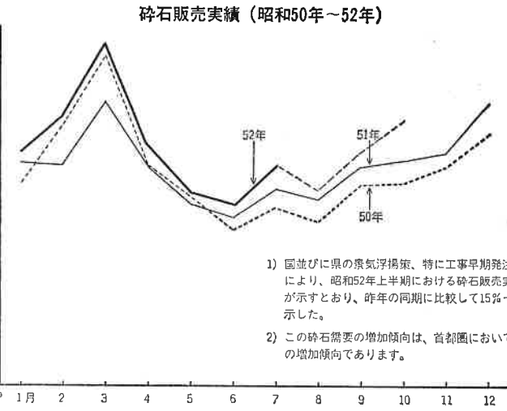
(5)　加熱安定処理工の試験舗装

加熱安定処理工については、去る九月二十七日道路舗装部会主催の舗装研修会において、県道路建設課内田主任が講演されていますが、本紙にも内田主任より別掲のとおり安定処理工について寄稿を頂きましたが、いよいよ実施段階に入りました。加熱処理工は、県が昭和五十三年度より上層路磐に粒調砕石に変えて、舗装構造設計に組み入れるため、県はとりあえず県内五ケ所での試験舗装を実施し、夫々のデーターをとる等準備を進めています。

(6)　全国初の共同砕石プラント完成

宮城県は、石巻市周辺の採石業者と地元住民との間に、公害問題などでトラブルが絶えないところから、県、市、営林、労働基準局、警察の関係管理機関で、五者協議会をつくり、解決策を検討の結果、代替地をあつ施することになり、石巻石材工業協同組合に対し、代替地へ集団移転するよう指導しました。同協同組合は、市の代替地あつ施に呼応し、協業化を進めることになり、十三社が共同でこの九月から大型砕石プラントを操業させることになりました。

砕石販売実績（昭和50年～52年）



1）国並びに県の景気浮揚策、特に工事早期発注等の措置により、昭和52年上半期における砕石販売実績は、図が示すとおり、昨年の同期に比較して15％－20％増を示した。

2）この砕石需要の増加傾向は、首都圏においても同程度の増加傾向であります。

官報より

昭和五十一年度人口動態より

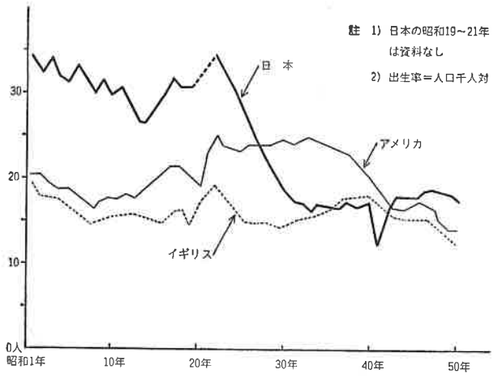
(1)　急激に低下した出生率

日本の出生率は、終戦後まもなく急激に低下して、アメリカ、フランス、イギリス、イタリアの西欧諸国並みの水準になりました。この動向は、人口構造によって左右されますが、その背景には、出生動向を左右する要因の一つに「子供に対する親の意識」があります。

(2)　現在の日本人口について、「多い」と思っている人が過半数

現在の日本人口は、一億一千万人であります。この人口に対して、「多い」という人は、五五・四％「ちょうどよい」という人は、一〇・六％「少ない」という人は、僅か〇・八％です。又「わからない」と答えた人が三三・一％を占めています。

各国における出生率の年次推移



(3)　日本人口が「もっと増えつづけることが望ましい」は僅か2％

日本の人口は、毎年百三十万人ほど増えつづけていますが、およそ四十年後には、一億四千万人になると言われています。その後は停止状態になると予測されています。この動向について、「もっと早く人口の伸びが止る方が望ましい」という人は、二九・八％「現在のままでよい」という人は、二八・七％「もっと増え続けることが望ましい」という人は、一・六％で「わからない」という人は三九・九％です。

(4)　子供についての意見は、マイホーム型が中心

「子供に対して、どのような意見をお持ちですか」の問に対して、「子供は生活の張りであり、生きがいである」が四〇・二％、子供がいると家庭が明るく楽しいが、二三・〇％、「子供は、国の将来の発展にとって必要」が一三・〇％、となっており、マイホーム型の意見が中心になっています。

(5)　人口問題については、町村より都市で関心が強い

日本の現在人口及び将来の動向についての意見を地域別に比べれば、「わからない」と答えた人の割合は、町村その他の市、十大都市の順に多く、人口密度の高い地域の人たちほど、人口問題についての関心が強いといえます。

(6)　希望児数は半数以上が二人

今後の出生率の動向に大きな影響をもたらす二十才代について、生存児数別の追加希望児数の割合をみれば、子供のいない人では、希望児数一人が九・〇％二人が五八・三％、三人が二五・〇％です。又生存児数一人の場合では、追加希望児数一人が、五七・三％、二人が三一％三人が三・二％です。生存児数が二人になると追加希望児数は、〇人が六〇・一％、一人が三六・一％であり、いずれも過半数が二人を希望していることがわかります。

あとがき

本年最後の第六号（増刊号）をここに送ることができました、皆様方の御協力に対し心よりお礼申上げます。この六号は最後を飾るにふさわしく、県関係各課よりご覧の如きわれわれにとって大変参考になる記事を沢山お寄せ下さいまして会員一同感謝しています。ここに厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお力添え下さいますようお願いします。終りに皆様どうぞ向寒の砌お身大切に御活躍されますようお祈り申上げます。

（事務局長）

おしらせ

通常総会には皆さんお揃い

で出席しよう（1月27日）

さい石だより

1978.
正 月 号

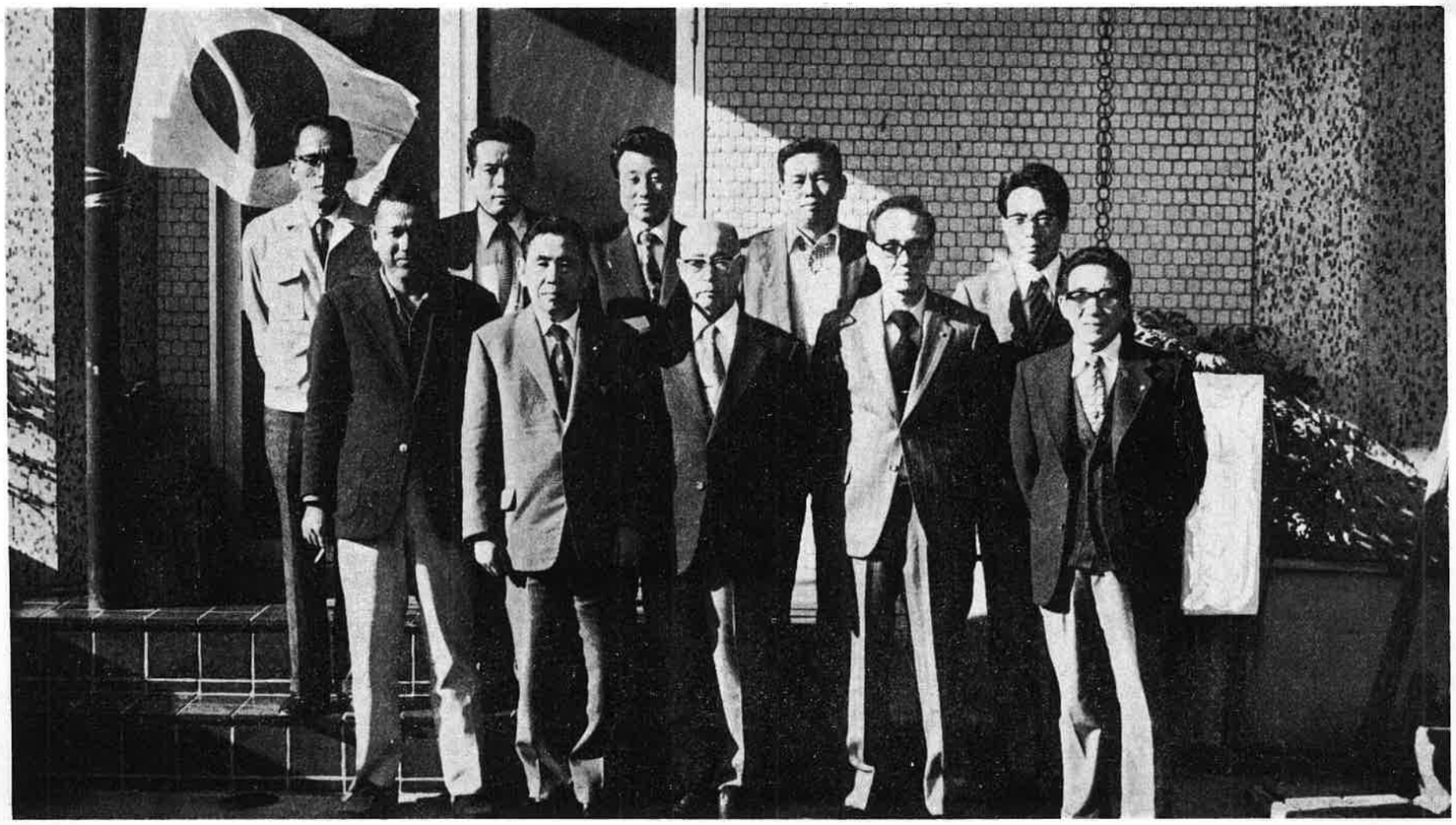
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618



謹賀新年

昭和53年元旦

静岡県砕石業協会



みなさんが〝出番〟のある県予算編成を



静岡県議会議員
党政調副会長
河畑房次

あけましておめでとうございます。

円高不況の中で新しい年を迎えました。

昨年、公共投資を重点施策として国も県も予算を組んだのですが、好況感が出なかったという企業が多かったようです。

それどころか、倒産だけはさけたいという企業がいわゆる〝構造不況業種〟に多いのも事実のようです。

さいわい、砕石業界のみなさんは堅実経営に徹し、この苦況を克服しつつあることに敬意を表している一人です。

今年も昨年同様の経済状態が続くという見通しのもとに、会社をより一そう慎重堅実に運営されますよう希望します。

国も県も本年は思いきって大型予算を組み砕石業界のみなさんが〝出番〟がくる予算になるのではないかと期待しています。私も一議員として経済不況克服の予算を県が組むよう当局に進言しようと思っています。

みなさんの会社が健全経営できますよう、私も微力ですが、本年も一生懸命がんばらせていただきます。

本年もどうぞよろしくおねがい申し上げます。

新春御挨拶



静岡県土木部長
高木澄清

昭和五十三年の新春を迎え明けましておめでとうございます。本年も皆様の御健勝と御発展を心から祈念致します。

昨年は厳しい沈滞した社会経済の中で色々と多難な年でありましたが、本年こそ転換期の壁を打破り明るい安定した躍進の年でありたいと願うものです。

地球上のエネルギー警鐘に端を発した国内外の動揺は今世紀最大の人間社会、文化の試練であると共に、二十一世紀へと通り抜けねばならない変動改革の時代とも考えられます。

政治も行政も、企業もこの嵐の時代を耐え抜いて、やがて迎える新しく望ましい社会経済に対応しうる体力づくりに今こそ奮起すべき時と思います。戦後三十年、ひたすら経済大国を夢みて歩みつづけた、わが国が一応予定通り登りつめた所に、立ちふさがる次の暗雲は、当然克服し、更に新たな目標へと努力すべき宿命にあるわけです。日本は小資源、小環境の島国と云われますが世界の経済大国になり得た力がその国土と民族にある事も事実であります。

こんごの国際社会での日本民族の共存共栄の道も努力次第では、不可能ではなく、むしろ世界の索引車として、その果さねばならない役割は重大であると云えましょう。その為には、私共に与えられた四つの島からなる日本列島の国土をより安全に活力あるものに高めることであり、優秀な民族的素質の向上に、更に一層努めることであると思います。前者はこんごの国土建設、後者は教育問題であり、共に極めて重大な国民的課題であります。恵まれた水問題と自然条件に対応した安全な国土を築く総合治水対策、小廻りの良い効率的国土環境を形成する道路、港湾の整備等は、こんごの新しい社会への基盤となるものです。そして本年はその第一歩を踏み出す年とも考えられ、皆様と共に健斗を誓い新春の御挨拶と致します。



静岡県砕石業協会
会長青木隆

新春を迎え、お目出度うご座います。昭和四十八年の石油ショック以来、需要減退による苦難の道をたどりながらも、協会役員並びに会員の皆様の御尽力によって、何とか新らしい年を迎えることができました。まず御礼とお祝いを申し上げます。

省りみれば、昭和五十一年度には御尽力と県当局の御配慮により、採取認可期間も延長され、昭和五十二年度には、県砕石業協会を設立して、益々協会事業の実績を上げてきたのであります。

県当局のお話しによれば、本年は、第八次道路整備五ケ年計画がスタートするし又静岡以東割栗石の採用等があるので、砕石の需要も相当期待が持てるのではないかと聞きました。

いずれにせよ、生コン用砕石の実績の伸びが示す通り、将来の砕石需要増大は、間違いないと考えています。

然しながら、問題は、何としてもコンスを取りながら、設備投資をおさえ、日いっぱいの企業努力を重ね、一日も早く、地区毎の協力体制による共販を行い、適正価格を維持することだと思います。

幸にして、会員の団結により、西部砕石事業協同組合の設立をはじめ、中部、東部においても着々とその成果が実現されつつありまして、誠に喜ばしい次第であります。

昭和五十三年度は、念願の土地利用の問題も簡素化を県に要請して行きたいと思っています。どうかよろしく御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



運営審議委員会
委員長山崎敏伯

新年明けまして、お目出とう御座います。本年も宜しく、御指導と御協力の程をお願い申し上げます。早いもので、私が委員長を仰せつかって、一年が経過致しました。反省してみれば、昭和四十八年の石油パニックを境として、混沌とした社会状勢の中で、私達は全くなすべきを知らないまでに追いやられたのでした。そして急激な需要の低下と燃料、オイル、電気料、および人件費の高騰によって製造原価は、益々上る一方でした。逆に販売価格は、不安が原因して私達は経営の極限に立ち至ったわけです。然し幸いに昨年は皆様方の御協力のもとに、販売価格の値上げ、値戻し運動の展開による成果があがり、又割栗石の設計使用の許可等の大きな実績をあげることができました。このことは、私達が一致協力して協調の精神を以ってことに当った賜と考えています。皆んなで力を合せれば、何んでもできるものだと確信を得たことです。五十三年もこの協力と協調路線でゆくように声を大にして呼びかけるものです。

本年も引続き低成長の時代と云はれています。又一方、円高による倒産も増えております。聞くところによれば、鉄工業界では、鉱滓のジス化が問題になり、大手各社は多額の投資を考えているようです。従って吾々の業界にも圧迫が加わってくることは必至です。私達も生産の合理化、省力化による製造原価の低減を図ることは勿論、販売面でも一致協力して条件の許す限り、結論的には共同販売に移行すべきであると思います。又本年は、粒調砕石からアスコン安定処理に移行するのでゼロ物使用の減少の対策や、コンクリート用砂利の枯渇によるコンクリート用砕石の設計使用の陳情等の仕事があります。吾々の仕事は山積されているのです。以上色々と申し上げましたが、本年もまだまだ試練の年になるか思いますが、皆様の御協力を得ながら微力ながら精いっぱい頑張り、前進したいと考えています。終りに皆様の本年の御活躍と御健斗をお祈りします。



協会常務理事
小沢進

新年おめでとうございます。

右を向いても、左をみても、という言葉がございましたが、まさにその通り昭和五二年は不況、倒産の声で、明け暮れました。しかし私達砕石業界は、その中にあっても、さして大なる影響もなく、新年を迎えたことは、まことに御同慶にたえない次第でございます。

幸い本年は、国、県においても建設関係に対して、大型な景気浮揚政策をとる方針が打ち出されました。ここ二、三年来長いトンネルを通ってまいりましたが、本年こそ、それも抜け、明るい平旦な、見晴らしの良い広野に出ることを期待するものです。本年は午年大飛躍の年でございます。当協会においては、本年も重要案件が山積しておりますが、昨年同様事業計画の完全消化に微力をかたむける所存でございます。特に土地利用対策、過積載問題および公害問題を重点に精力を集中いたす覚悟でございますので、なにとぞ役員の方々をはじめ会員の皆様の強力なお力添えを心からお願い申し上げます。

協会バッヂきまる

砕石だより第五号を以って、募集しました協会バッヂは、各方面から全部で四十二点の応募がありました。中には、遠く茨城県から応募された方もありました。役員会において慎重審議の結果次のものが満票入賞第一位に決定しました。

お目出とうございます。この入賞第一位の作品は、青木会長が出点したものです。会長はこの他にも第二位、第三位までの全部を独占しました。これにはまさに脱帽です。ともあれ、今年からは、この簡潔なバッヂを胸につけて誇りと自信を以って業務に精進致しましょう。只今バッヂの希望数を事務局で受付けています。数に限りがありますので、お早目に申し出て下さい。

あとがき

明けましてお目出とうございます。

本号を正月号としたところ、河畑先生をはじめ、県土木部長並びに協会役員より、夫々御有難い年頭の祝辞を戴きまして感謝しています。どうか、昨年同様に、本年も御支援と御指導を賜りますようお願い申し上げます。

旧年に引続き、本年は構造不況業種はもとより、どの企業も未曽有の厳しい試練を受けることになるでしょうが、関係当局のお力添えと皆様方の英知と団結とにより、克服されますよう祈念して止みません。事務局は、皆様の協会として早く、正確にをモットーに諸資料の収集と情報の伝達に努力する覚悟でいます。宜しく御叱咤御鞭撻の程お願いします。（事務局長）

おねがい

砕石販売月報は、必らず
出しましょう。

さい石だより

1978
8月号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618



第2回通常総会

←挨拶する青木会長



←表彰風景

会場風景





パーテイ風景

祝辞

静岡県土木部長
髙木澄清

静岡県砕石業協会第二回通常総会にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

昨年は長期的不況に加えて円高傾向による輸出関連産業の不振が重なり、経済状勢は未曽有の困難に直面しております。

採石業をとりまく環境も一段と厳しさを増しておりますが、産業活動の基盤となる骨材生産の担い手として、苦境克服のため会員各位のご努力に対し、深く敬意を表するものであります。

国や県におきましては、昨年来景気浮揚対策として、公共事業、県単独事業等予算の積極的増額補正および事業の早期発注を実施してまいりましたが、さらに本年度は実質経済成長率七%を目標とする公共投資の大巾な拡大が見込まれており、建設関連産業を中心に採石業界にも明るい展望がもたらされることと思われます。

静岡県砕石業協会におかれましては、日本砕石協会当時から長年にわたり業界の発展と指導に多大の貢献をされてまいりましたが、昨年一月、日本砕石協会を離れて県独自の協会を設立されました。

本県における採石業の現況は、登録件数一九〇件、採取場数七九か所、採石業務管理者五七四人となっておりまして、五十一年の採石生産量は、前年比一〇%の伸びを示し六六五万トンにおよび、また、販売量も増加の傾向にあるわけであります。

しかしながら、採石業の安定的操業を確保するためには、地域における自然環境との調和を図り、住民サイドの理解を得ることが非常に大きな問題であり、事業の公共性という認識に立って災害発生を未然に防止するための努力を重ねることが、やはり地域の理解を深める決め手になるものと確信するものでありまして、この一年間における会員各位の熱心な活動により事業内容の充実と円滑な推進が図られ、初期の目的が達成されましたことは誠にご同慶のいたりに存ずる次第であります。

貴業界におきましても、資源有限時代を迎えて変革への激動に対応し得る体質をかん養すべきと思いますが、県におきましても、本県採石業の健全なる発展のため、努力を惜しむものではございません。

なお、申しおくれましたが、本日は通常総会に先立ち優良事業所の表彰式が行われたわけでありますが、協会長さんから表彰を受けられた方々に対し、心からお祝いを申し上げるとともに、今後も率先して法令の遵守および安全対策の確実な実施に留意され、業界の発展に尽くされることを切望して止みません。

おわりに、砕石業協会のご健闘と躍進をお祈りして祝辞といたします。

昭和五十三年一月二十七日

1 表彰式

第二回通常総会開催に先き立って、昭和五十二年度に実施した砕石工場立入検査の結果、総合的にみて、成績良好な事業所五社を協会長表彰しました。栄ある表彰を受けられ事業所は次のとおりです。

記

青木興業株式会社
静甲工業株式会社
協業組合静岡砕石センター
東海造成株式会社
遠州砕石株式会社

2 総会

昭和五十三年一月二十七日第二回通常総会が静岡市クーポール結婚会館において、盛大に開催されました。来客として県側より清家技監をはじめ、芦沢砂防課長、渡辺土地対策課長代理、山村主査（技師）砂防課甲賀主幹、同富永主事が御出席下さいました。又関係団体よりは、静岡県建設業協会小泉専務理事、同道路舗装部会中村部会長が夫々御出席下されました。当日は、会員数四十六名中、三十二名の方々が御出席頂きした。会議は、青木会長が議長をつとめ、すべてスムーズに進行して、昭和五十二年度事業報告、同決算並びに昭和五十三年度事業計画、同予算ともに原案通り承認可決されました。その内、事業計画の主なるものは、次の通りです。

記

(1) 県外視察

先進業者の経営状況等を視察しようとするもので、目下のところ宮城県石巻市にある、共同砕石プラントを予定しています。

(2) 事務簡素化

許認可事務をはじめ、事務手続きの簡素化を県当局に対しお願いするもので、特に土地利用関係については、砕石業を適用除外にもってゆくように積極的に運動する。

(3) 運営審議委員会の活動の強化

運営審議委員会は、協会事業のうち最も重要な役割りを果すものであるところから、毎月一回以上は、開催して情報の交換、諸問題の解明に努める。

(4) 小冊子等の発刊

砕石販売実績報告書により、これを時系列或いは、サイズ別に県計して、その実態を明らかにした小冊子を発刊する。又毎年実施する業務管理者のためのテキストを作成して、業務者の素質の向上を図るとともに、管理者受験の便に供する、なお来賓の方々より御丁重なる御祝辞を頂き、且、次の方々よりは、祝電を頂戴して錦上花を添えました。

記

順序不同　建設大臣　桜田義雄
静岡県知事　山本敬三郎
衆議院議員　大石千八
〃　佐野嘉吉
〃　永原稔
静岡県議会議長　松岡義平
自民党静岡県連会長
和久田昇造
社団法人静岡建設会議所会頭
中村一雄

「骨材に関する試験」の解説シリーズにあたって

県道路建設課
主任　内田弘

舗装用骨材として要求される性質は、適当な粒度をもち、清浄でしかも強硬であると共に物理的、化学的に安定で耐久的であり、扁平または細長い粒子形状であることを含まず、さらに泥、ごみ、有機物などの有害量を含まないことを条件としている。

骨材の選定基準はJIS（日本工業規格）、コンクリート標準示方書（土木学会）、アスファルト舗装要綱（日本道路協会）、コンクリート舗装要綱（日本道路協会）などに定める試験方法に準じて行なうことを原則としているが、必要に応じて諸外国の試験法を参考にして行ない、その適否を判定する場合もある。

これから述べる試験の解説は、試験法の単なる解説ではなく、砕石の製造あるいは販売にあたって、各試験の目的または試験結果の利用法について、今まであまり解説されたものがないのでこの機会に記述してみることにした。

骨材のふるい分け試験

ふるい分け試験は、舗装材料として用いられる骨材の粒度粗成が、どのようであるかを知って、さらにその粒度粗成がその使用工種に適したものであるか、どうかを知る目的で行なうものである。

この試験の利用法としては、アスファルト混合物の合成骨材粒度を求める配合比の決定、路盤材料の粒度組成の適否、あるいはコンクリートのワーカビリチーに大きな影響をおよぼす粗粒率の算定などがあり、骨材適否の判定の外にアスファルト混合物およびコンクリートの配合試験の上でも、欠すことのできない基本的な試験法である。

試料採取量は表—1のとおりであるが、この量は必要最少量を示すものであり、通常は表—1の2倍以上の試料で試験することが望ましいが、採取量の上限についての歩定はない。試料採取は分取器または四分法などによって代表的な試料を採取する。

表—1　粒度試験に必要な空気乾燥試料重量

試料の最大粒径		必要最少重量
標準網ふるい2,000μに残留した試料	50.8mm	4,000g
	38.1mm	3,000g
	25.4mm	2,000g
	19.1mm	1,000g
	9.52mm	500g
	4.76mm	250g
標準網ふるい2,000μを通過した試料	2,000μ	砂質土 115g シルト又は粘土 65g

建設産業所資材部会

昭和五十三年一月二十日資材部会が開催されたが、その中で中津川部会長は、下請資材代金の現金化を文書を以って関係当局に要請することを提案して、これを全員一致を以って了承しました。その文案は、次の通りで、これが要請通り実現すれば、政府の景気浮揚策が末端企業まで浸透するとともに、各建設関連企業にとっては願ってもない朗報となります。

記

速効率的にわれわれ建設関連業者の立場で協力し実現を期さねばならないことを痛感いたします。

現在の不況下にあって、われわれ同業の中からも多数の倒産企業のありますことなど深く反省し、お互いが更らに自助努力に徹し経営体質の改善に努力することは勿論でありますが、他方平行して業者が各々対等公平な立場に立ってそれぞれの特性を結集し建設関連産業界が一致団結による協力体制の確立こそ急務と考えられます。

幸い静岡県には全国に先駆けて社団法人静岡県建設産業会議所が創設され、着々とその実をあげてまいっておりますことは同慶に堪えないところであります。私共は会議所の目的達成を速やかに計るため、**公共事業の施工にあたり元請業者は、この工事に関係した下請業者及び資材納入業者などに、元請業者が官公庁と契約した支払条件をもって工事代金のすべてについて下請業者に現金決済して下さるようお願いするものであります。**その様な状態の中から建設関連業者の一体感が生れ、よりよい工事につながって行くものと確信いたします。そして手形不渡り等による倒産の悲劇防止の一助ともなり、業界の安定、企業体質の改善、並びに技術の向上が成されるものと思います。

又一方公共投資々金が具体的に末端にまで流れ、金の流通がよくなりよって政府の景気浮揚の大政策に著く寄与するものであります。

願わくばこの機会に、われわれ静岡県建設産業会議所の名をもって、全国の同業者に声を大にして呼掛けするようお願い申上げます。

お願い

私共資材部会の会員は度々集会を開き討議を重ねてまいりましたが、われわれ建設関連産業の堅実な真の繁栄の路線を探求して最も優れた将来の業界を展望し、且つ私的企業の特性と公共的社会的立場を充分認識し、当面政府施策の最重要課題である公共投資を主柱とする景気浮揚の大政策を敏速効率的にわれわれ建設関連業者の立場で協力し実現を期さねばならないことを痛感いたします。

現在の不況下にあって、われわれ同業の中からも多数の倒産企業のありますことなど深く反省し、お互いが更らに自助努力に徹し経営体質の改善に努力することは勿論でありますが、他方平行して業者が各々対等公平な立場に立ってそれぞれの特性を結集し建設関連産業界が一致団結による協力体制の確立こそ急務と考えられます。

幸い静岡県には全国に先駆けて社団法人静岡県建設産業会議所が創設され、着々とその実をあげてまいっておりますことは同慶に堪えないところであります。私共は会議所の目的達成を速やかに計るため、**公共事業の施工にあたり元請業者は、この工事に関係した下請業者及び資材納入業者などに、元請業者が官公庁と契約した支払条件をもって工事代金のすべてについて下請業者に現金決済して下さるようお願いするものであります。**その様な状態の中から建設関連業者の一体感が生れ、よりよい工事につながって行くものと確信いたします。そして手形不渡り等による倒産の悲劇防止の一助ともなり、業界の安定、企業体質の改善、並びに技術の向上が成されるものと思います。

又一方公共投資々金が具体的に末端にまで流れ、金の流通がよくなりよって政府の景気浮揚の大政策に著く寄与するものであります。

願わくばこの機会に、われわれ静岡県建設産業会議所の名をもって、全国の同業者に声を大にして呼掛けするようお願い申上げます。

そこがききたいところ

裁判所民事調停委員
協会常務理事　小澤進

遺言状

問　遺言状は、どのような形で作れば良いのですか。

答　遺言状の普通の方式としては、①自筆証書②公正証書、③秘密証書の三ツのやり方があります。

① 自筆証書は、自分で遺言の全文と日付と氏名を書き、それに印（実印でなくとも良い）を押したものです。字をなおしたり、書き加えたり、削ったり、その他変更した場合には、その変更の場所に印を押し、欄外か末尾に〝第何行〟字以下を削り、何字を加える〟というように変更したことを明らかにして、そこに氏名を書くのです。これは、全て代筆ではいけません。字の書けない人は、②③の方法によるしかありません。

② による遺言は、公証役場へ行って公証人に遺言の趣旨をのべて、公正証書にしてもらいます。

病気などで行けないときは、公証人が出張してくれます。公正証書を作る時は、印かん証明が必要です。なおこれには二人の立会人が必要ですが、相続人になるはづの人やその遺言により財産をもらうことになっている人や本人の配偶者、親、子など本人と利害関係の深い人は、立会人にはなれません。

③ による遺言は、本人又は代理人が遺言の内容を書き（変更を加えた時は①と同様にする。）本人が署名押印します。この証書を封じた上に、証書に用いたと同じ印で封印をし、公証人と二人以上の立会人の前で、たしかに自分の遺言である旨を述べることが必要です。本人の印かん証明の必要なこと、立会人の資格については、②と同様です。この外に遺言の特別な方式として危篤の病人が遺言しようという場合には、三人以上の立会人（資格は前と同じ）のうち、一人に遺言者が遺言の趣旨を口述し、それを筆記した立会人が、本人及び他の立会人に読み聞かせ、他の立会人がその正確なことを承認したのち、筆記者が氏名を書き、印を押します。（筆記の加除変更については、前と同じ）これを二十日以内に立会人の一人、もしくは、利害関係人の一人が家庭裁判所に提出して、確認をうけねばなりません。この方式による遺言は、本人の病気がなおったりして、普通の遺言ができるようになってから、六ケ月間生存するときには、効力がなくなります。なお遺言の取消は、本人の自由で又二通あったような場合は、日付けのいちばん新らしいものが有効となりますから、日付けに留意しなければなりません。

おねがい

砕石販売月報は、必らず出しましょう。

さい石だより

1978.
第 9 号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

昭和53年度における関係団体の役員

(1) 県火薬類保安協会関係

理事	(副会長)	青木興業㈱	青木　隆
〃		福田産業㈱	黒沢　広宏
監事		㈱川村組	岩崎鐘平

(2) 県建設産業会議所関係

㋑ 常任理事		青木興業㈱	青木　隆
㋺ ブロック会議委員			
中部地区		福田産業㈱	黒沢　広宏
東部	〃	静甲工業㈱	井上勝次
西部	〃	遠州砕石㈱	奥沢登喜夫

(3) 県建設業協会関係

物価対策委員

下田西伊豆	日軽興業	小松彬一
伊東	寿石材	大川義教
東部	二葉建設	田村浩
富士	静甲工業	山崎敏伯
〃	田子浦港開発	望月惣一
中部	福田産業	黒沢　広宏
西部	川村組	岩崎鐘平
〃	遠州砕石	奥沢登喜夫

公共事業関連物資需給等調査について

昭和五十三年四月より通産省においては、公共事業関連物資（セメント生コン道路用コンクリート製品、砂利、砕石、アスファルト等）の供給の円滑化、価格の安定等を図るため「公共事業関連物資需給対策本部」を設置して物資の需給、価格、輸送等の動向を常時把握することになりました。ついては砕石部門における動向把握のための調査については左記事業所が調査の対象になりましたのでよろしく御協力下さるようお願いします。

公共事業関連物資需給等調査対象事業所

地区	事業所名	摘要
伊豆	青木興業	
伊東	寿石材	
東部	立岩石材、木村土木、二葉建設	足高工場
富士	後藤砕石、静甲工業	
中部	静岡砂利、福田産業	
西部	浜松砕石、遠州砕石	

電話

お役所に対し、日本語の電話のむつかしさを痛感したので一言

私「○○課ですか、私は○○と申しますが、○○長さんいらっしゃいますか」

女性の声「○○長さんは一寸居ません」

私「そうですか、間もなくお席へお戻りになりますか」

女性の声「いいえ出張です」

私「それでは、一寸ではありませんね」

女性の声「そうです」（やや不満そうな声）

私「明日は居られますか」

女性の声「わかりません」ポツン

これはマンガではなく事実のお話しです、こんな体験は皆さんありませんか。

今後は英会話でも勉強しよう。

砕石協会常務理事

官報より

婦人白書（抜粋）

(1) 女子人口の動向

我が国の女子人口は、五、七四二万人で総人口の五〇・八％を占めている。配偶関係別では、二〇才代半ばで大部分が結婚し、その後五〇才を過ぎる頃から、死別者が急増し、七〇才以上では、死別者が有配偶者の三倍以上を占める。又一五才以上の女子は、有職者が四六％、家事従業者三七％、通学者八％となっている。

(2) 婦人の教育

女子の大学進学者は三三・〇％で、うち短期大学進学者は、約六割を占めている。又四年制大学における女子学生の比率は二二・〇％で、先進国のうちでは、最も低い、四年制大学卒業者の就職率は五七・六％で、短期大学卒業者の就職率は六八・九％にとどまっている。教育によって開発された女子の能力を、十分発揮するよう男女平等を進めていくことが必要である。

(3) 婦人の労働

我が国の女子労働力人口は、二、〇一〇万人で労働力人口全体の三七・四％を占めている。女子労働力人口のうち就業者は、一九七六万人で失業者は三四万人で男子より失業率は低い。

従業上の地位別でみると、雇用者が一、二〇三万人で、全体の約六〇％を占め、家族従業者は二七・四％でこれは昭和二五年当時と比べれば、両者の比率が逆転している。

産業別には農林業従事者は減少し、それに代って卸売業、小売業、サービス業等の従事者が増大し続けている。

(4) 雇用者の状況

女子雇用者は、第三次産業を中心として著しく増加してきている。その特性も従来の若年未婚短期就労者中心から、有配偶者中高年者中心に変化してきている。女子雇用者の平均年令、勤続年数は上昇しつつあり、男子との差も縮少傾向にある。

(5) 就労形態の多様化

継続して就労している者、結婚、出産まで就労する者、結婚、出産により一時職業生活を中断し、育児の負担が少なくなった時期に再び職業生活に戻る者、中年以降初めて就業する者など婦人の就労形態は多様化している。

無業者のうち就業を希望する者も増加し、短時間就労者も増大している。

(6) 婦人の労働条件

従業員三十人以上の事業所の女子雇用者一人平均月間給与総額は、昭和五十年には一〇九、六七五円で男子の五六・一％である。このような賃金格差の原因としては、女子の就業分野が男子と異なること。

職場の地位が低いことと、女子の労働時間が男子より短かいこと、年功序列賃金のもとで女子の勤続年数が相対的に短かいこと、賃金に生活手当がおり込まれていること等があげられる。

(7) 家族構成の変化

人口の都市集中、核家族化の進行、一夫婦当たりの出生児数の減少等によって、昭和三十年ころまで約五人であった我が国の世帯規模は、五十年には三・四四人になっている。

(8) 出生の状況

昭和五十一年の出生率は、人口千人対一六・三に低下し、一夫婦当たりの出生児数も、戦前の五・一四人から二・一二人にまで減少してきている。又出生は二十才代後半に集中しており、出産期間は大幅に短縮している。

(9) 同居別居の状況

六十五才以上の婦人の老人で、子供と同居している者の比率は七八％で、男子より高い、配偶者を失う婦人が多く、経済的にも、精神的にも、また介護の上からも子供との同居を必要とする者が増加するためであろう。独り暮らしの老人は、約七十四万人と推計される。その約四分の三は婦人であり、各種の老人福祉施設の在所者に占める婦人の割合も六割を超え、高令になるほどその割合は高くなっている。



骨材の比重及び吸水量試験

骨材の比重とは、骨材粒子の比重であり、一般に表面乾燥飽和状態（表乾状態とも言う）のときの比重でもって表わされる。また吸水量は表乾状態の骨材の内部に満されている水量を乾燥した骨材の重さに対する百分率で表わしたものである。

この比重および吸水量は、骨材の一般的な性質（骨材の硬さ耐久性など）をある程度評価する指針として利用することができる。またコンクリートおよびアスファルト混合物の配合計算に用いられる重要な数値でもある。

このような意味から、比重、吸水量試験は、骨材の性状を示す最も大切な試験法である。なを比重には、見掛比重およびカサ比重がある。

表―1にアスファルト舗装要綱の規定を示す

用途	表層基層	上層路盤 粒度調整工法	上層路盤 安定処理工法
		マカダム工法 浸透式工法	瀝青セメント安定処理工法
表乾比重	2.45以上	―	―
吸水量(%)	3.0 以下	―	―

7×60=420

はじめに

昭和五十二年度における砕石販売量の集計結果が、会員皆さんの御協力により纏りましたので、その概要を次の通り速報します。なお詳細については、後日「静岡県砕石販売実績報告書」として御報告申し上げます。この速報は、会員三十八工場より毎月提出された「砕石販売実績月報」を集計したものです。

立ち直ったか、砕石販売量

昭和五十二年度の砕石販売量の合計は、三六五万余㎥です。これは、第一表が示す通り、昭和五十一年度の実績より約一二%強の増加です。第一図にみる如く、昭和五十年度を底として直線的な伸びを示したわけで、漸く販売量も不況より立ち直ったかに見えます。然し、昭和五十三年四月以降は、徐々に落ち込んでくるのではないか、線香花火のような一時的な市況で終るのか、今後が注目されるところです。この需要増は、全国的には昭和四十八年当時の砕石最盛期に匹敵する量だと言われています。だが、本県の場合は、まだまだ及ばないようです。これは本県が規模の小さい企業が多く、一時期に大量の需要を消化し切れないことと、輸送力にも限界があるといふことでしょう。

進境著しい富士地区

次に販売実績を各地区別にみれば、第二図に示すとおりです。即ち浜松地区が最も多いことは例年と変りませんが、富士地区の進境著しく、前年対比四九%増となりました。これは、富士地区に大型企業があって、今回の大量需要にも充分応えられたことによるものでしょう。逆に島田地区は、五七%減となり、不振に終りました。又浜松地区の伸び悩みが県下全体の伸び率を大きく左右した結果となりました。結局県下の平均伸び率は、一二%増にとどまりました。

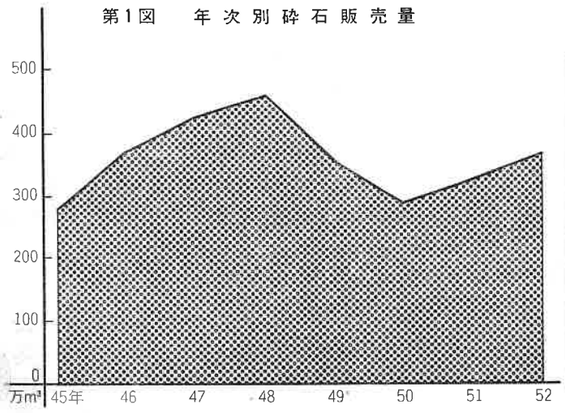
今後のパターンに期待する

次に昭和四十八年より砕石販売量を月別にみれば、第三図に示す通りです。

昭和五十二年度のパターンは、昭和五十一年度のパターンと全く変りません。即ち、毎年年度初めは低調で、徐々に上昇に転じ、上昇ムードを持続しつつ二月、三月にピークを迎えるパターンです。ただ前述した通り、昨年の実績より約一二%伸びたので、その分だけ今回は水準が高くなっています。このままのパターンで推移すれば、前年にみる如く販売実績は、急激に低下することになります。この五月～八月の夏枯れ時期を、どの程度の落ち込みで終らせるか、注目したいところです。需要はやや増えたものの、輸送問題、安定適正価格の問題、自然環境の問題等々むつかしい諸問題が山積しています。今後は、県の御指導のもとに、品質管理に一段と力を入れて、コンクリート砕石、砕砂等新らしい分野への道をたどることが必要でありましょう。

昭和52年度砕石販売実績速報

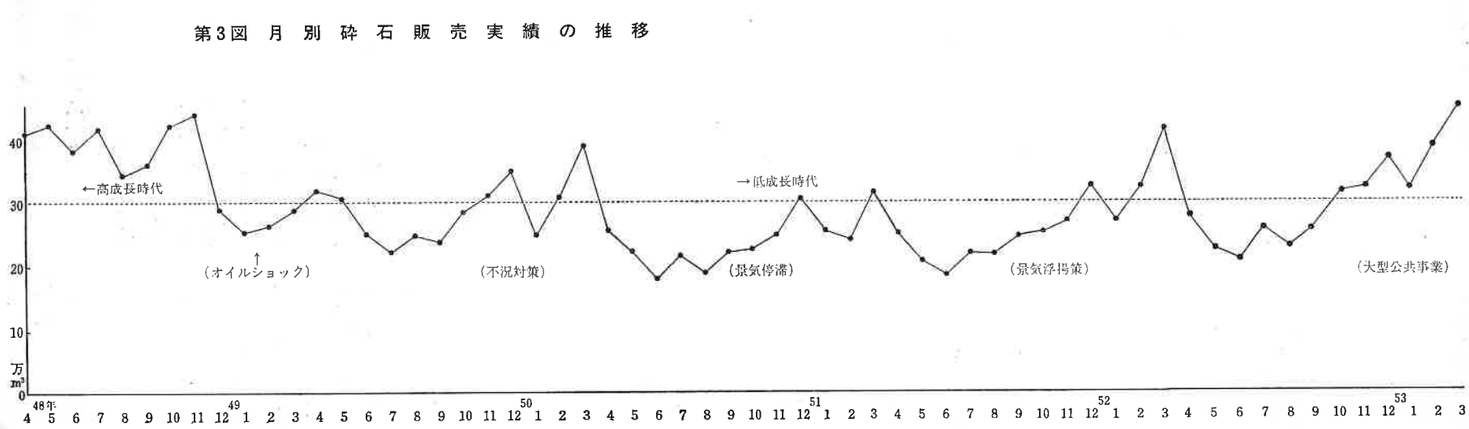
第1図　年次別砕石販売量



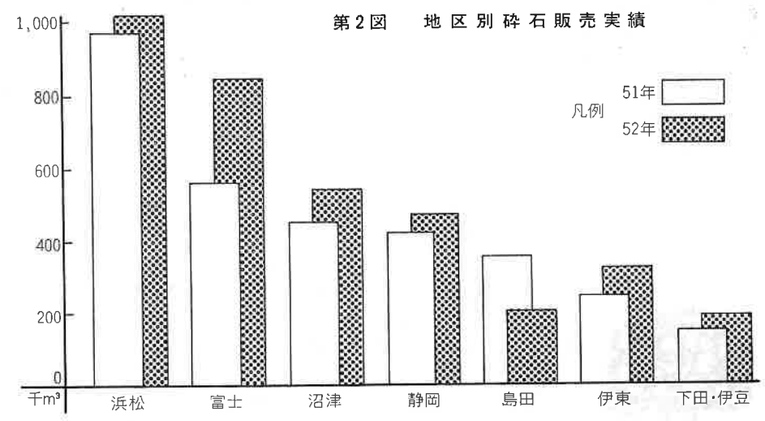
第1表　各地区別砕石販売量　　単位㎥

地区＼年度	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	前年対比%
下田・伊豆	219,105	203,712	169,496	199,024	117
伊東	329,407	257,514	254,224	311,852	123
沼津	405,362	379,291	458,381	568,109	124
富士	518,634	492,236	583,405	868,768	149
静岡	597,570	452,737	427,864	487,368	114
島田	347,130	284,951	361,708	213,879	59
浜松	1,043,823	870,875	989,849	1,006,303	101.6
合計	3,461,042	2,941,316	3,244,927	3,655,303	112.6

第3図　月別砕石販売実績の推移



第2図　地区別砕石販売実績



そこがききたいところ

裁判所民事調停委員
砕石協会常務理事　小澤　進

休日の無断の自動車運転中の事故に対して、会社の責任はどうなるか

問　自動車運転免許を受けている当社社員Aは、休日に私用のため、無断で社の自動車を持ち出して、交通事故をおこし、歩行者をはね、死亡させました。Aは今まで交通事故をおこしたことはありません。このような場合、会社側に責任はあるのでしょうか。

答　ご質問の場合Aは、休日に無断で、しかも私用で会社の車両を持ち出し、事故をおこしたことは、無責任きわまる行為といわなければなりません。このような事故まで会社側に責任を負わされては、たまらないと考えることは、当然のように思います。しかし残念ながら会社側の責任はまぬがれません。事故の状況によりますが、被害者にも過失があったのかも知れませんが、それは過失相殺の問題で本質的なことがらではないのです。

時代の流れが変わり、企業の発展とともに使用者の責任は広く解釈されるようになり、行為の外形により、事業の執行かどうかを判断されるようになりました。そして使用者責任は、車両の人身事故につき、その所有者など運行供用者に一種の無過失責任を負わせることにまでなったのです。

運転の目的はどうであれ、その車の運転者が運転している時の事故なら、すべて使用者は責任を負い負わなければなりません。

本来の運転者でなくても、その車両を運転しうる立場にある者の無断運転についても、使用者に責任が認められてきています。

例

① 運転資格がないタクシー会社の助手兼整備係が練習のため、会社の車両を運転中起した事故
（最高裁昭和三四、四、二三判決）

② 測量器機セールスマンが終業後遊びに行くため、会社の車両を持ち出しておこした事故
（最高裁昭和三七、一一、八判決）

③ 自動車セールスマンが終業後最終列車に乗りおくれた事故
（最高裁昭和三九、二、四判決）

これらは、いづれも使用者の責任を認めています。

以上の通りで、無断運転は、いわゆる泥棒運転のように限られた例外を除いて、使用者の責任にあるということになります。

あとがき

(1)　粋石だより第九号をここにお届けします。

今回は、昭和五十二年度粋石販売実績の速報を中心に編集しました。販売実績もようやく、昭和四十八年の実績に今一歩というところまで伸びてきました。これからの推移が注目するところです。

(2)　骨材比重及び吸水量試験の記事は、西土木事務所内田弘係長より寄稿されたものです。前号に引続き連載致しました。

(3)　昭和五十三年度における関係各種団体への役員は、御覧のように当協会より数多くの方が選出されました。御活躍が大いに期待されるところです。

事務局長

おしらせ

7月24日開備される業務管理者のための研修会には振って参加しましょう。

さい石だより

1978.
第 10 号
静岡市末広町110番地
（和光第2ビル内）
静岡県砕石業協会
☎〈0542〉71－2618

はじめに

昭和五十三年六月二十一日県庁西館会議室において、県関係当局と砕石協会役員との間において、当面の問題をテーマとして、座談会を開催しました。会は小沢常務理事の司会により万事そつなく進められ、大きな収獲と成果をあげることができました。

ここに県当局に対し、改めて厚くお礼申し上げます。なお座談会の大要は次のとおりです。

県側出席者

清家土木部技監
伊達管理課参事
内山設計検査課長
坂部道路維持課長
芦沢砂防課長　外一名
渡辺土地対策課長　外一名
道路建設課河合主任

協会側出席者

青木会長　外役員一九名

司会

小沢常務理事

▼印……協会側の問い
◎印……県側のお答え

座談会大要

一、コンクリート砕石の全面的使用は、時期尚早である

▼砂利資源の枯渇に伴い、今直ぐではなくとも、段階的にコンクリート砕石の使用を認めてほしい。

◎コンクリート砕石は、伊豆半島の土肥、戸田地区において鉄筋を除いては既に現在使用しているが、これを全県下に使用することについては、時期尚早である。本県は砂利が豊富である。（四大河川を有す）まだまだ砂利資源にはこと欠かない。コンクリート砕石の使用に当っては、水、セメント比の大きくなることとか、作業の難易度が出てくることも考慮する必要がある。

二、県は砕石設計単価の決定については、実勢価格を基本としている

▼県の設計単価設定の基本的考え方は、どのようになっていますか、従来は、積上げ積算方式でしたが。

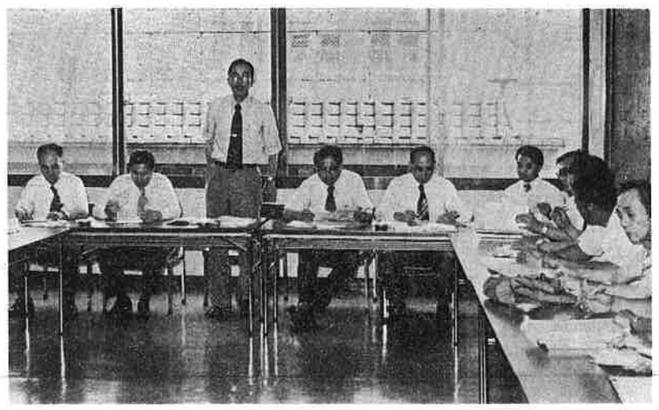
◎設定に当っては、小地区割として、きめ細かく価格を定めていましたが、昨年度より大地区割に変りました。地区によっては問題も出ています。

▼砕石は、砂利、砂と比較して、価格が割安になっています。生産原価は、非常に高いのにこの点が矛盾していますが。

◎砕石業者は、資材提供業者の末端業者であるところから、支払条件が悪いようです。この件については、元請業者への行政指導はどうなっていますか。

◎設計単価は、県は実勢価格ということである。今後もこの方針には変りはない。六ケ月間の実績によれば、設計単価と実勢単価については、変化は見られない。県の価格を信用してほしい。

▼地区割の問題については、現在県下を二五地区に分けているが、この地区を拡大したことについての問題は、今のところ聞いていない。特に細い道路については、割増しを付ける等きめこまかい配慮をしている。



▼砕石と砂利との原価計算上における価格のアンバランスについては、自由経済の原則上止むを得ないだろう。県はあくまで実勢価格を堅持する。

▼元請の支払条件改善については、県建設会議所が中心になって、研究を重ねているところであるが、その結果、今のところ手形は九〇日を建前としている。その外契約に当っては口頭でなく、文書による契約を結ぶよう指導している。いずれにせよ、今は過度期であるから、追々改善されて行くだろう。会議所の会議には、努めて出席して、この問題について大いに発言して貰いたい。

三、加熱安定処理工法は、規定方針通り、暫時実施して行く

▼県は加熱安定処理工法を昭和五十三年度より実施するようですが、粒調がクラッシャーランに代るということは、粒調の使用量が少なくなるということで、この点が不安であります。又安定処理工法にすれば、アスファルトプラントより製品が出荷されるので、プラントが遠い場合が出てきます。この場合価格問題にも波及する恐れがあります。特に地区の試験結果によれば、伊豆地区は石質に問題があるようで、この点も憂慮しています。

◎安定処理工法実施に当っては、各地区で試験をしたので、その結果を尊重する。粒調の使用量が減ることを心配しているようだが、砕石の使用量については、舗装厚が、舗装要綱できまっているので、結果的には、そんなに減らない。下層路盤で加減することになる。又プラントの位置により、若干単価には問題があろうが、実情をよく調査して、実勢価格でのぞみたい。なおこの件については、「砕石だより」第六号を参照のこと。

四、ダンプ協会設立については、目下調査研究中である。

▼ダンプ協会設立の気運が県警本部（交通安全対策室）で高まっているようですが、県はこの設立についてどの程度進行していますか

◎ダンプ協会設立問題については、土木部は直接関係していないが、目下各県の設立状況或いは事業活動等を調査して、本県の場合はどのようにダンプ業者を育成、指導したら良いか検討中である。

五、過積載問題については、社会情勢の変化に伴い、警察とも連けいをとりながら、或る程度強い態度で望むことになろう。

▼重量違反が本年夏の交通取り締り重点施策となっているようですが、仮に業者が重量違反を起し、検挙された場合、送検された場合、処罰された場合において、採石法（登録関係）のかかわり合い上又労災との関係上、県は如何なる措置をとられますか。

◎この問題は、関係機関（土木部、陸運、警察）三者が連けいをとり一体となって、行政指導する問題であるが、まず第一に協会員が重量違反をしないように自主努力をして頂きたい。重量違反の車が通れば、道路が傷む、交通事故も増える。このように附帯的に問題が出てくる。業者も自粛して、例えば差枠車には積まない、積せない、と言うことも必要である。従って県は、砕石現場をパトロールすることも考えている。いずれにせよ、今後は法令違反等がある場合は、強い態度で望まざるを得ないと考えている。

六、砕石を適用除外にすることは、諸情勢上、当面はむつかしい、然し事務の大巾簡素化等は、充分検討してみる。

▼高度成長時代は、宅造をはじめ土地の開発により、種々問題が多発しました。然し、低成長時代を迎えて、土地の利用も減少して、目に見えて問題も少くなったと見ています。このような情勢の中にあって、立派な個別法を持っている砕石事業は、最早や適用除外にしても差支えないと思います。特に新規事業をする場合は、約二億円の投資が必要になるような企業でありますので、是非御考慮願います。

◎結論より言えば、砕石を適用除外にすることは、むつかしい。砕石事業は他の土地利用と異って、土地を全面的に掘削するので、この点充分審査の必要がある。審査する関係課も二二課に及び、この課の意見調整をすることにおいても仲々時間がかかる。一方施行区域面積を拡大すること（二ヘクタール）についても、併せて要求しているようだが、砕石事業は、比較的施行面積が大きい。（昭和五二年度の例をとれば三・五ヘクタール以上）従って、面積を拡大することによる効果は、少ないのではないかと考えている。県はむしろ事務の簡素化を研究している。即ち申請提出部数の減少、書面審査の簡素化或いは現地調査の優先事項等である。いずれにせよ、業界よりの要望事項は、充分に承知しているので何等かの形で善処したい。然しここで強調しておきたいことは、この適用除外問題に限

（裏面へつづく）

単位体積重量試験

単位体積重量とは、骨材の気乾状態における一㎥当りの重量（単位㎏）を言う。

この値は、コンクリートの配合設計、現場における骨材計量などに用いられるものとして重要な試験法である。

コンクリートの配合設計において配合比を決定するのに単位粗骨材容積が必要とされる。この単位粗骨材容積はＪＩＳＡ一一〇四による試験結果から求める単位容積重量を用いて算出する。

また最近は、砕石販売価格がトン単位で行われていることが多い現状では、立方米（㎥）に換算する場合は十分に調査し、検討することが必要であり、特に含水比と単位容積重量の変動関係に注意することが肝要である。

ＪＩＳＡ一一〇四「骨材の単位容積重量試験方法」には、骨材の粒径により区分され、四〇㎜以下のときは棒突き法、最大粒径四〇㎜以上一〇〇㎜以下のものおよび軽量骨材についてはジャッキング法で行うこととする。

らず、企業は、常日頃、法を守り、襟を正して真剣に事業を遂行することが大切である。県はその成果及び実績の上に立ってのみ、要望に応える用意を持っている。

七、第八次道路整備五ケ年計画について

昭和二十九年度を初年度として、スタートした道路整備五ケ年計画は、いよいよ本年度が第八次の発足の年に当る。その施策の項目別事業費は、次表のとおりである。

施策項目別事業費（総括）

区分	第7次実績(48～52)	昭和52度年(当初)	第8次5ケ年計画(53～57)		中期計画(53～65)		長期構想(53～)	
	事業費	事業費(A)	事業費(B)	(B)/(A)	事業費(C)	(C)/(A)	事業費(D)	(D)/(A)
1 道路交通の安全確保	37,500	8,600	69,900	8.1	270,000	31.4	690,000	80.2
2 生活基盤の整備	43,900	11,000	75,650	6.9	280,000	25.5	510,000	46.4
3 生活環境の改善	19,100	4,200	38,400	9.1	150,000	35.7	420,000	100.0
4 国土の発展基盤の整備	33,100	7,200	56,600	7.9	160,000	22.2	320,000	44.4
5 維持管理の充実等	24,900	6,500	44,500	6.8	140,000	21.5	330,000	50.8
合計	158,500	37,500	285,000	7.6	1,000,000	26.7	2,270,000	60.5

（注）　長期構想は、21世紀初頭（昭和75～80年度）を目標年次とする。

表が示す通り、第7次の実績は、総額一五八、五〇〇億円であるが、それが第八次においては実に二八五、〇〇〇億円になっている。これにより遅れている日本の道路も或る程度欧米並に近づいて行くだろう。日本の道路は、昭和三十年代では、車がやっとすれ違い得る程度であった。昭和四十年代は、主要幹線道路がやや整備された。昭和五十年代に入ると、四国へのかけ橋と東北新幹線布敷等を主とした大プロジェクトによる工事が相次いでいる。いずれにせよ、砕石はこれ等の公共事業に使用されるのであるから、余りあせらずに適正価格を維持し、正当なる利潤を追求して、健全な営業に努め、社会に貢献して貰いたいということでした。

八、その他（県よりの指摘事項）

① 採石跡地の緑化については、充分に配慮してほしい。採石し放しの状態は、見た目にもよくないし、災害の防止の面からも適当ではない。採石した後から、逐次緑化して行くように要望する。緑化が完全に実施されるならば、土地利用における施行面積のとらえ方においても、場合によっては、この分を除外してもよいと考えている。

② 砕石場の現況について、特に技術的事項を企業はコンサルタントに任せないで、採石業主も業務管理者もよく承知して置くように望む。

③ 静岡県民が総ぐるみとなって地震対策に取り組んでいる最中にあることから、採石従業員を含めて、その対策に万全を期してもらいたい。特に現況が民家に接しているところは人命尊重第一に考えて、その対策を樹立してほしい。（このことについては、協会は逸早く別途会員あて（六月二三日付）注意を喚起するとともに、警告文を出した）

そこがききたいところ

裁判所民事調停委員
協会常務理事　小沢　進

妻の姦通に対して制裁する方法はないか

問　妻が私の留守中、ある男と合意の上、私の家で密通しました。妻と相手の男に対し、制裁する方法はありませんか？。

答　これは、戦前の姦通罪にあたりますが、戦後、昭和二十二年に刑法が改正され、廃止されました。従って、現在は刑事上の処分はありません。ただ、夫の不在中に男が妻と姦通するため、あなたの家に入ったときには、妻の承諾があっても、男は住居侵入罪になるという戦時中の判例はありますが、夫婦の財産関係が変り、また、姦通罪が廃止された今日では、前のように住居侵入罪として処罰されるかどうか疑問です。しかし、民事上は、姦通を理由に妻に離婚請求し、また、慰謝料を請求し、さらに相手の男に対しても慰謝料を請求することができます。

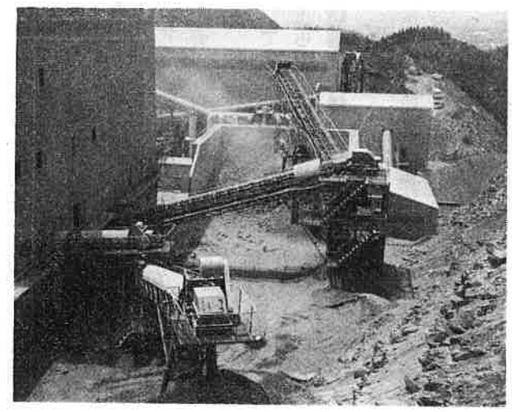
宮城県の視察に随行して

昭和五十三年度の事業計画の一つであります県外視察は、役員が協議の結果、宮城県石巻市にありますす石巻共同砕石プラントを見学することになりました。幸いにして、事務局も随行を許されましたので、その模様を若干述べさせて頂きます。

新装成って立派な仙台駅

六月一日、集合場所であります上野中央広場には、六月の初日にしてはむし暑く、相変らず待ち合せの人々が、人人々が、あちらこちらに立っていました。十二時三十分、参加者二十九名が一名も欠けることなく集って下さいました。ほんとうに嬉しく思いました。ホームに出れば、季節はずれの為か、ホームも電車の中もガラガラで、まるで貸切り車両のようでした。

定刻に発車して一路仙台へ。車窓から見える山々を眺めて〝ここは良い砕石場になる〟という声が、二、三度聞かれて、流石はプロと感心しました。東北新幹線の工事も着々と行われていました。時間当り六〇〇屯だそうです。一行は直ちに組合事務所に入って、組合の後藤理事長並びに田中専務から、それぞれ組合設立にかかわる苦心談やら、プラントの概要等について説明を受けました。



私達が最も感銘を受けましたことは、後藤理事長の卓越した洞察力とその決断力でありました。砕石の公害問題、資金の調達および砕石工場の近代化、これ等を鮮やかに解決したのです。特に公害防止については、次の諸点に力を入れられたようです。

(1) 粉　塵
集塵装置、防塵用高圧噴霧装置、防塵建屋

(2) 環境保全
○砕石搬出用専用トンネル
○土砂流出防止のための堰堤
○プラントが街から見えないように敷地を下げた。

(3) 騒　音
○市街地から約二五〇米離れた所にプラントを設置した。
○敷地と市街地との間に山を一つ置くことにより、防音壁の働きをさせた。

(4) 排　水
防塵用噴霧水などの排水の貯水槽、これの上澄み液を再使用。

最後に理事長は、工場がＪＩＳ許可工場に指定されるように努力すると、その抱負を語られました。

十一時四十分、共同プラントともお別れを告げ、既に待機させてありました貸切バスで、砕石場の裏山にあります牧山神社で昼食ということになっていました。然し、バスとの連絡が悪い為か、途中まで下ってしまい、慌てて道をひき返すというハプニングもありました。あの騒音のひどい砕石場の裏にも、こんな静かな所もあるのかと思われる程全く静かな神社、ここで竹の子づくしの御料理を頂き、次の見学地松島へと移動しました。

ゆっくりできた船の中

〝松島や　ああ松島や松島や〟　と芭蕉の句にもありますように、青い海に白い岩肌と緑の松の木が何とも言えない美しさをかもしていました。湾内には、二六〇余も島があって、それぞれの形の特徴を捉えた名前が付けられ、これが年々風化や侵食のために形が変り、そのままの形を維持することはとても大変とのことでありました。約四十分間の遊覧は、時間に追われながらの視察旅行の中で、最もゆったりできたひとときでした。

本塩釜で、先行していましたバスに再び乗って、この視察最後の地であります秋保温泉に向いました。

鄙にまれなホテル水戸屋

塩釜から車で約一時間のこの温泉は「秋保」と書いて「あきう」と読むのだそうで、仙台から最も近くて、利用する方々も多いとか聞かされました。付近には秋保大滝や磊々峡といった名勝もあるとか、宿はとにかく鄙にまれな立派な「ホテルニュー水戸屋」でした。

午後六時、視察中の無事と砕石協会のこれからの発展を願った乾盃で、夕食会が開かれました。飲んだり、食べたり、それぞれ楽しく過しました。一番心配しましたお天気に恵まれたことは何よりに存じました。

こんな有意義な視察旅行は近頃はじめてでした。

（北川真砂子記）

あとがき

梅雨があけたら、急に暑くなりました。こんな年は、案外秋の訪れも早いかも―。

ここに、砕石だより第十号をおとどけします。今回は、六月二十一日開かれました座談会と石巻砕石共同プラント視察記事との、二つを柱にして編集しました。座談会は、本年で第三回目でありますが、回を重ねる毎に御覧の通りその成果も大きく、御同慶の至りに存じます。又砕石共同プラント視察記事は、協会事務局職員北川嬢が書いてくれました。女性らしいタッチで書かれています。それにしても時間当り六〇〇屯、大きな防塵建屋は、ひときわ目を引きます。（写真）

事務局長